

野田市地域防災計画 新旧対照表

令和**6**年度
修正素案

野田市防災会議

震災編

修 正 案
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加
第3 指定地方行政機関
(略)
14. 関東地方環境事務所 (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること (3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

現 行	
震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関	ページ 震-7
第3 指定地方行政機関	
(略)	
(新規)	

修 正 案
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加
第5 指定公共機関
(略)
9. 楽天モバイル株式会社 (1) 電気通信施設の整備に関する事 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

現 行	
震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第5 指定公共機関	ページ 震-8
第5 指定公共機関	
(略)	
(新規)	

修 正 案
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加
第6 指定地方公共機関
(略)
8. 公益社団法人千葉県看護協会 (1) 医療救護活動に関すること (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

現 行	
震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第6 指定地方公共機関	ページ 震-9
第6 指定地方公共機関	
(略)	
(新規)	

修 正 案
修正理由 県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者
(略)
1 3. 公益 社団法人千葉県LPガス協会野田支部 災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関する事

現 行	
震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	ページ 震-10
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	
(略)	
1 3. 一般 社団法人千葉県LPガス協会野田支部 災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関する事	

修正案

修正理由

「1. 人口」及び「2. 土地利用」について時点修正を行う

第3 社会環境

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和5年4月1日現在、153,600人、71,379世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55 km²であり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉 (令和4年1月1日現在)

	面積 (m ²)	割合 (%)
田	12,570,770	12.1
畑	16,492,482	15.9
宅地	24,843,290	24.0
池沼	293,336	0.3
山林	5,243,290	5.1
原野	107,628	0.1
雑種地	13,367,399	12.9
その他	30,631,805	29.6

現行

震災編

第1章 総則

第3節 災害環境

第3 社会環境

ページ

震-12

第3 社会環境

1. 人口

本市の人口と世帯数は、令和4年4月1日現在、153,529人、70,482世帯である。

2. 土地利用

本市の面積は、103.55 km²であり、土地利用の状況は次のとおりである。

〈土地利用の状況〉 (令和3年3月1日現在)

	面積 (m ²)	割合 (%)
田	12,576,257	12.1
畑	16,681,831	16.1
宅地	24,728,938	23.9
池沼	293,336	0.3
山林	5,345,030	5.2
原野	113,703	0.1
雑種地	13,172,585	12.7
その他	30,640,320	29.6

修 正 案

修正理由
「千葉県における地震被害の履歴」について最新情報に更新する

第 4 既往災害

(略)

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
(略)				
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6.0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7km ² に達した。死者は 22 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 268 名。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6.1	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。

(千葉県地域防災計画を編集)

現 行

震災編 第 1 章 総則 第 3 節 災害環境 第 4 既往災害	ページ 震-13
---	-----------------

第 4 既往災害

(略)

〈千葉県における地震災害の履歴〉

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
(略)				
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6.0 震源：千葉県北西部（震源の深さ：約 73 km）	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源：三陸沖（震源の深さ：24km）	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7km ² に達した。死者は 20 名（内、津波による死者 22 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 261 名。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6.1	県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。

(千葉県地域防災計画を編集)

修 正 案

修正理由

被害状況（全国、県、市）について最新情報に更新する

第 4 既往災害

2. 東日本大震災の被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

この地震により、全国で死者 19,765 人、行方不明者 2,553 人、負傷者 6,242 人、住家被害は、全壊 122,039 棟、半壊 283,698 棟、一部破損 750,020 棟、千葉県でも死者・行方不明者 24 人、負傷者 268 人、住家全壊 807 棟、半壊 10,313 棟などの被害が発生した（令和 5 年 3 月 9 日現在、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震第 163 報別紙 出典）。

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。本市では、震度 5 強の揺れを記録し、次の被害が発生した。

〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉

項目	被害の概要
人的被害	死者 1 人、軽傷者 5 人
火災	1 件
住家被害	全壊 1 棟、半壊 7 棟、一部破損 1,936 棟
道路の亀裂、陥没等	96 箇所
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24 箇所
ブロック塀等の損壊	30 箇所

現 行

震災編

第 1 章 総則

第 3 節 災害環境

第 4 既往災害

ページ

震-14

第 4 既往災害

2. 東日本大震災の被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード 9.0 の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。

この地震により、全国で死者 19,729 人、行方不明者 2,559 人、負傷者 6,233 人、住家被害は、全壊 121,996 棟、半壊 282,941 棟、一部破損 748,461 棟、千葉県でも死者・行方不明者 24 人、負傷者 261 人、住家全壊 801 棟、半壊 10,155 棟などの被害が発生した（令和 2 年 3 月 10 日現在、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震第 160 報別紙 出典）。

また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心に放射性物質の降下の影響が発生した。本市では、震度 5 強の揺れを記録し、次の被害が発生した。

〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉

項目	被害の概要
人的被害	死者 1 人、軽傷者 5 人
火災	1 件
住家被害	全壊 1 棟、半壊 7 棟、一部破損 1,932 棟
道路の亀裂、陥没等	96 箇所
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24 箇所
ブロック塀等の損壊	30 箇所

修 正 案	
修正理由	名称変更に伴う修正
<h2>第2 情報連絡体制の整備</h2> <hr/> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. その他通信網の整備 市民生活部は、メール、エックス（旧ツイッター）等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。</p>	

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2 情報連絡体制の整備	ページ 震-22
<h2>第2 情報連絡体制の整備</h2> <hr/> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. その他通信網の整備 市民生活部は、メール、ツイッター等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。</p>	

修 正 案
修正理由 県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正
第1 防災広報・防災教育の充実 <hr/> 2. 学校教育による普及 学校教育部は、学年用の防災に関する映画・ビデオテープやスライド等により、学校教育活動の中で地震に関する知識等の普及や、 家庭、地域の消防団員等 と連携した防災教育及び防災訓練を行う。

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第2節 防災知識の普及啓発 第1 防災広報・防災教育の充実	ページ 震-23
第1 防災広報・防災教育の充実 <hr/> 2. 学校教育による普及 学校教育部は、学年用の防災に関する映画・ビデオテープやスライド等により、学校教育活動の中で地震に関する知識等の普及や、 家庭や地域 と連携した防災教育及び防災訓練を行う。	

修 正 案

修正理由

県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正

体 系	担 当	関係機関
第 1 市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部、福祉部自然経済推進部	
第 2 道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第 3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第 4 ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、 公益社団法人 千葉県LPガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社

現 行

震災編

第 2 章 災害予防計画

第 5 節 地震に強いまちづくり

ページ

震-33

体 系	担 当	関係機関
第 1 市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部、福祉部自然経済推進部	
第 2 道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第 3 公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第 4 ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、 一般社団法人 千葉県LPガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社

修 正 案
修正理由 県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正
第2 道路・橋梁等の安全化 <hr/> 2. 橋梁 <div style="text-align: right;">(略)</div> (2) 県の対策 県は、 管理橋梁の長寿命化に努める とともに、既設橋梁の耐震対策を進め、地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第5節 地震に強いまちづくり 第2 道路・橋梁等の安全化	ページ 震-35
第2 道路・橋梁等の安全化 <hr/> 2. 橋梁 <div style="text-align: right;">(略)</div> (2) 県の対策 県は、 老朽橋の架け替え及び補強等を推進する とともに、既設橋梁の耐震対策を進め、地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障がないようにする。	

修 正 案
修正理由 市の行政組織変更に伴う変更
第3 救急・救護・保健衛生体制の整備
<p>2. 応急医療体制の整備</p> <p>(1) 応急救護体制の整備 健康子ども部は、野田市医師会等と連携し応急体制に必要な医療救護所や後方医療機関を確保する。また、野田市医師会との協議により医療救護所の設置場所を定める。</p> <p>(2) 協力体制の構築 健康子ども部は、野田市医師会、野田保健所（野田健康福祉センター）等の関係機関と応急医療体制の整備や訓練等の協議を行う場を設け、応急医療体制の充実・強化を図る。 日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、健康子ども部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。</p> <p>(3) 医薬品等の確保 健康子ども部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。 (略)</p> <p>(5) 参集体制等の整備 健康子ども部は、医療救護所における応急処置や負傷者のトリアージ等の医療救護活動を行う医療救護班の編成を行うため、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部と協議し参集方法等の初動医療体制の確立を図る。</p>

次ページに続く

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	ページ 震-41、42
第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	
<p>2. 応急医療体制の整備</p> <p>(1) 応急救護体制の整備 福祉部は、野田市医師会等と連携し応急体制に必要な医療救護所や後方医療機関を確保する。また、野田市医師会との協議により医療救護所の設置場所を定める。</p> <p>(2) 協力体制の構築 福祉部は、野田市医師会、野田保健所（野田健康福祉センター）等の関係機関と応急医療体制の整備や訓練等の協議を行う場を設け、応急医療体制の充実・強化を図る。 日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、福祉部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。</p> <p>(3) 医薬品等の確保 福祉部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。 (略)</p> <p>(5) 参集体制等の整備 福祉部は、医療救護所における応急処置や負傷者のトリアージ等の医療救護活動を行う医療救護班の編成を行うため、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部と協議し参集方法等の初動医療体制の確立を図る。</p>	

次ページに続く

修 正 案
修正理由 市の行政組織変更に伴う変更
第2 救急・救護・保健衛生体制の整備
<p>(6) 災害医療コーディネーター</p> <p>市長は、野田市医師会から災害医療に精通した者の推薦を受け、災害医療コーディネーターを委嘱する。</p> <p>（災害医療コーディネーターの主な業務）</p> <p>（ア）平時</p> <p>○健康子ども部長に災害医療体制の整備、災害医療に関する訓練に関し助言を行う。</p> <p>3. 保健衛生体制の整備</p> <p>野田保健所（野田健康福祉センター）は、平時から健康子ども部と連携して、避難所等における感染症等の予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。</p>

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	ページ 震-41、42
第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	
<p>(6) 災害医療コーディネーター</p> <p>市長は、野田市医師会から災害医療に精通した者の推薦を受け、災害医療コーディネーターを委嘱する。</p> <p>（災害医療コーディネーターの主な業務）</p> <p>（ア）平時</p> <p>○福祉部長に災害医療体制の整備、災害医療に関する訓練に関し助言を行う。</p> <p>3. 保健衛生体制の整備</p> <p>野田保健所（野田健康福祉センター）は、平時から福祉部と連携して、避難所等における感染症等の予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。</p>	

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
<h2 style="text-decoration: underline;">第2 避難行動要支援者への対策</h2> <p>4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置</p> <p>市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びエックス（旧ツイッター）等様々な手段を確保し、高齢者等避難等の緊急情報を提供する。</p> <p>また、発令された高齢者等避難等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。</p>

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援者の安全確保対策 第2 避難行動要支援者への対策	ページ 震-48
<h2 style="text-decoration: underline;">第2 避難行動要支援者への対策</h2> <p>4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置</p> <p>市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、メール、ホームページ及びツイッター等様々な手段を確保し、高齢者等避難等の緊急情報を提供する。</p> <p>また、発令された高齢者等避難等の緊急情報が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。</p>	

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
第1 一斉帰宅の抑制
<p>2. 安否確認手段の普及・啓発</p> <p>市民生活部は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版w e b 171、災害用ブロードバンド伝言板、エックス（旧ツイッター）・フェイスブック等のSNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。</p> <p>また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>

現 行	
震災編 第2章 災害予防計画 第9節 帰宅困難者対策 第1 一斉帰宅の抑制	ページ 震-50
第1 一斉帰宅の抑制	
<p>2. 安否確認手段の普及・啓発</p> <p>市民生活部は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版w e b 171、災害用ブロードバンド伝言板、ツイッター・フェイスブック等のSNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。</p> <p>また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>	

修 正 案

修正理由

「長周期地震動階級3以上」を、市の全国瞬時警報システム（Jアラート）の動作条件に追加したため、警戒配備体制第1配備の配備基準に追加

第1 市の防災体制の確立

1. 防災体制

(略)

配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備	(1) 市内で震度4 又は長周期地震動階級3以上 の地震を観測し、市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 (※)
	第2配備	(1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき（自動配備） (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員 ・避難所所長が指定する職員

現 行

震災編

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 市の防災体制の確立

ページ

震-51

第1 市の防災体制の確立

1. 防災体制

(略)

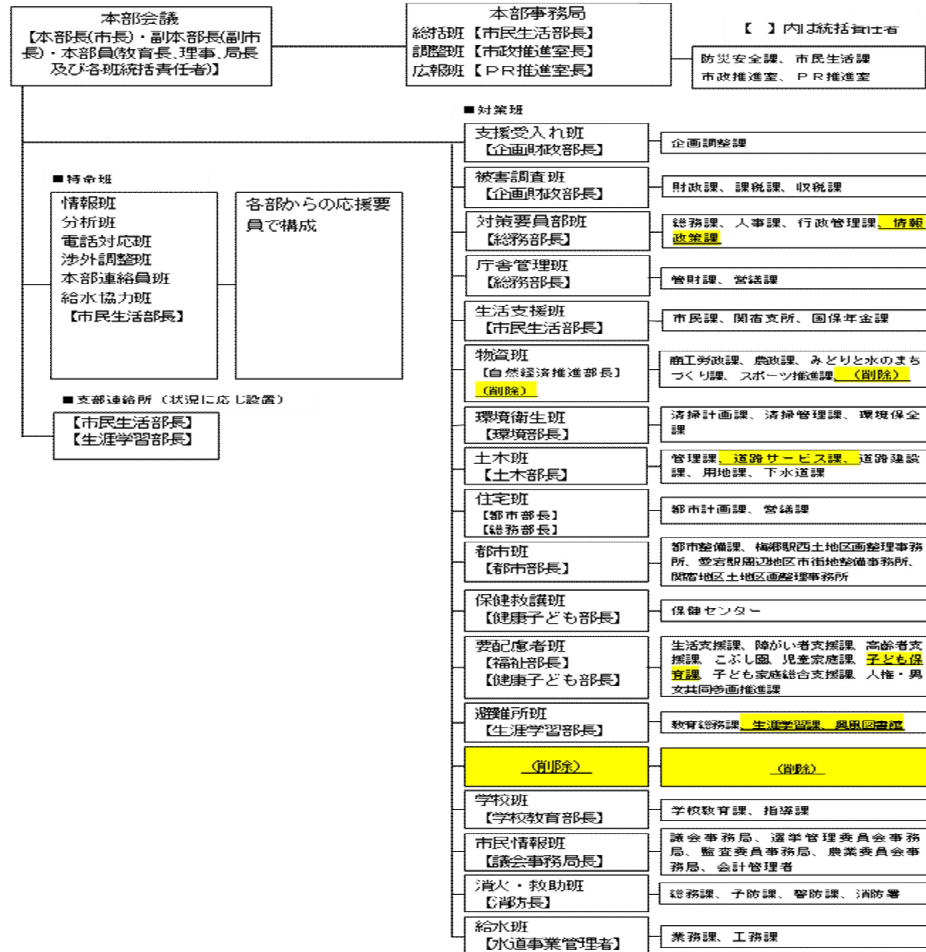
配備体制		配備基準	配備人員
災害対策本部設置前 警戒配備体制	第1配備	(1) 市内で震度4の地震を観測し、市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 (※)
	第2配備	(1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき（自動配備） (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき	・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員 ・避難所所長が指定する職員

修正案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

〈災害対策本部 組織図〉



現行

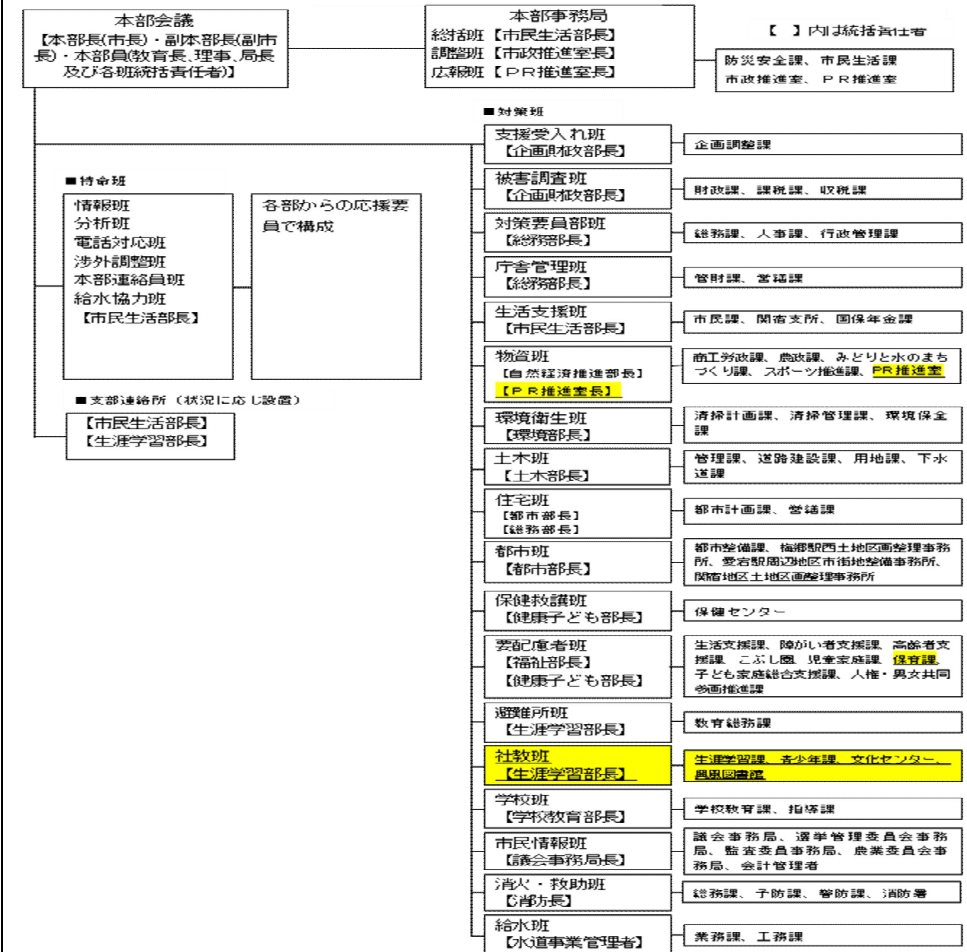
震災編

第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制
災害対策本部 組織図

ページ

震-55

〈災害対策本部 組織図〉



修正案

- 修正理由
- ・市の行政組織変更に伴う変更
 - ・対策班の事務分掌内容の変更
 - ・主担当事務の表記を修正

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 ◎本部会議に関する事。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。 ◎国、県等への災害報告に関する事。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ◎高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事。 ◎防災行政無線の運用に関する事。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関する事。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
調整班	市政推進室長	指名による	<ul style="list-style-type: none"> ◎本部会議の記録に関する事。 ◎本部長、副本部長の秘書に関する事。 ◎災害視察及び見舞いのための接遇に関する事。
広報班	PR推進室長	指名による	(略)

次ページに続く

現行

- 震災編
第2章 災害予防計画
第1節 応急活動体制
災害対策本部 事務分掌

ページ
震-56~61

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 ◎本部会議に関する事。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。 ・国、県等への災害報告に関する事。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事。 ・防災行政無線の運用に関する事。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関する事。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
調整班	市政推進室長	指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の記録に関する事。 ・本部長、副本部長の秘書に関する事。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関する事。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関する事。
広報班	PR推進室長	指名による	(略)

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

■特命班（各部からの応援要員で構成） ※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関する事 こと。
分析班		指名による	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への 指示の割振りに関する事 こと
電話対応班			◎市民等からの電話問合せ及び連絡受けに関す ること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関する事 こと。
渉外調整班		指名による	◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援 要請及び連絡調整に関する事 こと。 ◎防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に 関すること。 ◎各班との調整に関する事 こと。
本部連絡員 班		指名による	◎本部事務局と各班との連絡調整に関する事 こと。
給水協力班		指名による	◎給水班の応援に関する事 こと。

次ページに続く

現行

震災編
 第2章 災害予防計画
 第1節 応急活動体制
 災害対策本部 事務分掌

ページ
 震-56～61

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに分類に関する事 こと。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への 指示の割振りに関する事 こと
電話対応班			・市民等からの電話問合せ及び連絡受けに関す ること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関する事 こと。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に 関すること。 ・各班との調整に関する事 こと。
本部連絡員 班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関する事 こと。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関する事 こと。

次ページに続く

修正案

- 修正理由
- ・市の行政組織変更に伴う変更
 - ・対策班の事務分掌内容の変更
 - ・主担当事務の表記を修正

■各班共通事務

※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ◎所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関する事。 ◎所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関する事。 ◎所管する施設の災害拠点としての活用に関する事。 ◎本部事務局への要員の派遣及び支援に関する事。 ◎本部長の特命事項に関する事。

次ページに続く

現行

- 震災編
第2章 災害予防計画
第1節 応急活動体制
災害対策本部 事務分掌

ページ
震-56～61

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関する事。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関する事。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関する事。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関する事。 ・本部長の特命事項に関する事。

次ページに続く

修正案			
修正理由 ・市の行政組織変更に伴う変更 ・対策班の事務分掌内容の変更 ・主担当事務の表記を修正			
■各対策班 ※ ◎は主担当			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関する事 ◎被災者支援の受入れ・調整に関する事。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	(略)
		課税課長	
		収税課長	
対策要員部 班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関する事。 ◎職員の健康管理に関する事。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、 渉外調整班 に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。
		人事課長	◎職員の動員に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ◎災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関する事。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。
		情報政策課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ◎ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。

次ページに続く

現行		ページ	
震災編 第2章 災害予防計画 第1節 応急活動体制 災害対策本部 事務分掌		震-56~61	
■各対策班 ※ ◎は複数の課で担当する場合の主な担当			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	・ 義援金 ・寄附金の受入れに関する事。 ・被災者支援の受入れ・調整に関する事。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	(略)
		課税課長	
		収税課長	
対策要員部 班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関する事。 ◎職員の健康管理に関する事。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、 調整班 に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。
		人事課長	・職員の動員に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関する事。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。

次ページに続く

修正案

修正理由			
<ul style="list-style-type: none"> ・市の行政組織変更に伴う変更 ・対策班の事務分掌内容の変更 ・主担当事務の表記を修正 			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	(略)
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	(略)
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	(略)
		農政課長	
		みどり水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	(削除)	(削除)	(削除)
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	(略)
		清掃管理長	
		環境保全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ◎放射性物質等のモニタリングに関すること。 ◎ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

現行

震災編 第2章 災害予防計画 第1節 応急活動体制 災害対策本部 事務分掌			ページ 震-56～61
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	(略)
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	(略)
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	(略)
		農政課長	
		みどり水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	P R推進室長	P R推進室長	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	(略)
		清掃管理長	
		環境保全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

修正案

- 修正理由
- ・市の行政組織変更に伴う変更
 - ・対策班の事務分掌内容の変更
 - ・主担当事務の表記を修正

土木班	土木部長	管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎河川・排水路等の復旧に関すること。 ・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路サービス課長	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	(略)
		用地課長	
下水道課長			

次ページに続く

現行

震災編
第2章 災害予防計画
第1節 応急活動体制
災害対策本部 事務分掌

ページ
震-56～61

土木班	土木部長	管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	(略)
		用地課長	
		下水道課長	

次ページに続く

修正案

- 修正理由
- ・市の行政組織変更に伴う変更
 - ・対策班の事務分掌内容の変更
 - ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長	都市計画課長	(略)
	総務部長	営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地 区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	
		関宿地区土地 区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健 センター長	<ul style="list-style-type: none"> ◎応急医療救護及び助産に関すること。 ◎医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ◎被災者の健康管理に関すること。 ◎防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

現行

- 震災編
第2章 災害予防計画
第1節 応急活動体制
災害対策本部 事務分掌

ページ
震-56～61

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長	都市計画課長	(略)
	総務部長	営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地 区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	
		関宿地区土地 区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健 センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設・運営に関すること。 避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		子ども保育課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関すること。 福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	(略)
		人権・男女共同参画推進課長	(略)

次ページに続く

現行

震災編
 第2章 災害予防計画
 第1節 応急活動体制
 災害対策本部 事務分掌

ページ
 震-56～61

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設・運営に関すること。 避難行動要支援者支援に関すること。 福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 災害救助法の適用に関すること。 災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		保育課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関すること。 福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	(略)
		人権・男女共同参画推進課長	(略)

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事。 ・避難者全体の把握に関する事。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。
		生涯学習課長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事。 ◎避難者全体の把握に関する事。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。
		興風図書館長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事。 ・避難者全体の把握に関する事。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
学校班	学校教育部長	学校教育課長	◎応急教育に関する事。 ◎児童、生徒等の安否確認に関する事。 ◎炊出し協力業者との調整に関する事。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関する事。

次ページに続く

現行

震災編
 第2章 災害予防計画
 第1節 応急活動体制
 災害対策本部 事務分掌

ページ
 震-56~61

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関する事。 ◎避難者全体の把握に関する事。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。
社教班	生涯学習部長	生涯学習課	・避難所班の応援に関する事。
		青少年課長	・避難所班の応援に関する事。
		文化センター長	・避難所班の応援に関する事。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関する事。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関する事。 ◎児童及び生徒の安否確認に関する事。
		指導課長	・炊出し協力業者との調整に関する事。 ・児童及び生徒の安否確認に関する事。

次ページに続く

修 正 案			
修正理由 <ul style="list-style-type: none"> ・市の行政組織変更に伴う変更 ・対策班の事務分掌内容の変更 ・主担当事務の表記を修正 			
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 会計管理者	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	◎救助に関すること。
		予防課長	◎消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	◎救急に関すること。
		消防署長	◎消防隊の運用及び指令に関すること。 ◎水防活動に関すること。 ◎自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	(略)
		工務課長	

現 行			ページ
震災編 第2章 災害予防計画 第1節 応急活動体制 災害対策本部 事務分掌			震-56～61
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 会計管理者	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・消防隊の運用及び指令に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	(略)
		工務課長	

修 正 案	
修正理由 県計画に追加及び修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加及び修正	
第2 地震情報等の収集・伝達	
1. 地震情報の収集 (略) 〈地震情報の種類〉	
種類	内 容
緊急地震速報（警報）	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。
震度速報	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	震度3以上で発表する（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
次ページに続く	

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 地震情報等の収集・伝達	ページ 震-63
第2 地震情報等の収集・伝達	
1. 地震情報の収集 (略) 〈地震情報の種類〉	
種類	内 容
(新規)	(新規)
震度速報	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発現時刻を発表。
(新規)	(新規)
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
次ページに続く	

修 正 案	
修正理由 県計画と整合性を合わせる修正で、内容修正及び未記載情報種類の追加	
第2 地震情報等の収集・伝達	
種類	内 容
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 その他の情報 （地震回数に関する情報）」で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 地震情報等の収集・伝達	ページ 震-63
第2 地震情報等の収集・伝達	
種類	内 容
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「 地震情報 （地震回数に関する情報）」で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
(新規)	(新規)

修正案

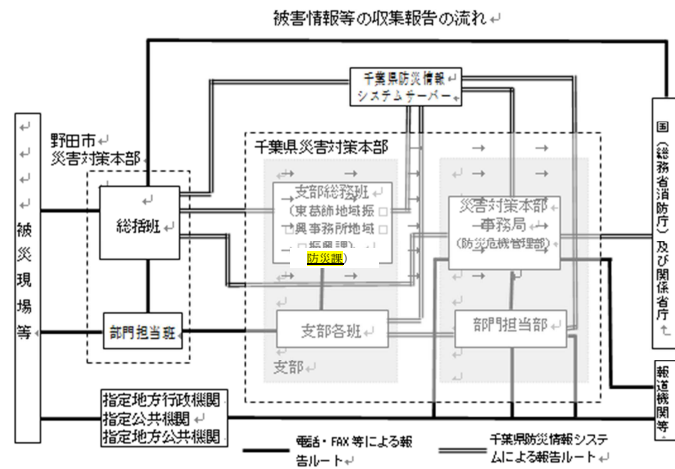
修正理由

- ・名称変更に伴う修正
- ・県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加

第3 被害情報の収集・報告

5. 県への報告

(4) 被害情報等の収集報告系統



(5) 留意事項

(略)

キ市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

現行

震災編

- 第3章 災害応急対策計画
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3 被害情報の収集・報告

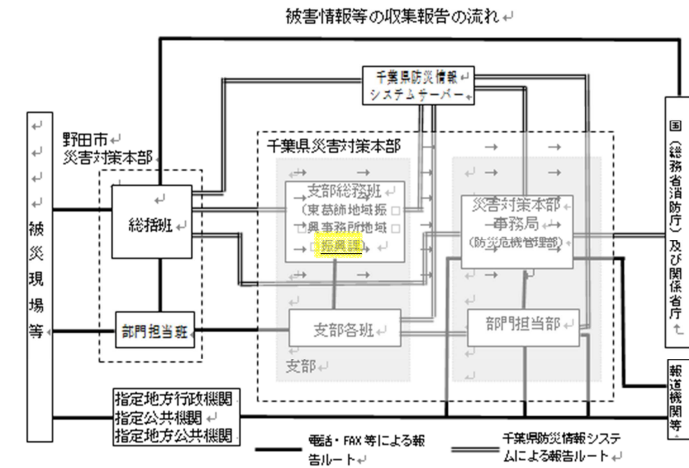
ページ

震-66

第3 被害情報の収集・報告

5. 県への報告

(4) 被害情報等の収集報告系統



(5) 留意事項

(略)

(新規)

修 正 案						
修正理由 名称変更に伴う修正						
第 1 災害時の広報						
(1) 広報の手段 広報の手段は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 防災行政無線（固定系）</td> <td style="width: 50%;">イ 広報車による巡回</td> </tr> <tr> <td>ウ 災害広報紙の発行</td> <td>エ メール、エックス（旧ツイッター）等 SNS</td> </tr> <tr> <td>オ ホームページ</td> <td>カ 支部連絡所及び指定避難所への掲示</td> </tr> </table>	ア 防災行政無線（固定系）	イ 広報車による巡回	ウ 災害広報紙の発行	エ メール、 エックス（旧ツイッター） 等 SNS	オ ホームページ	カ 支部連絡所及び指定避難所への掲示
ア 防災行政無線（固定系）	イ 広報車による巡回					
ウ 災害広報紙の発行	エ メール、 エックス（旧ツイッター） 等 SNS					
オ ホームページ	カ 支部連絡所及び指定避難所への掲示					

現 行							
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 3 節 災害広報 第 1 災害時の広報	ページ 震-68						
第 1 災害時の広報							
(1) 広報の手段 広報の手段は、次のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 防災行政無線（固定系）</td> <td style="width: 50%;">イ 広報車による巡回</td> </tr> <tr> <td>ウ 災害広報紙の発行</td> <td>エ メール、ツイッター等 SNS</td> </tr> <tr> <td>オ ホームページ</td> <td>カ 支部連絡所及び指定避難所への掲示</td> </tr> </table>		ア 防災行政無線（固定系）	イ 広報車による巡回	ウ 災害広報紙の発行	エ メール、 ツイッター 等 SNS	オ ホームページ	カ 支部連絡所及び指定避難所への掲示
ア 防災行政無線（固定系）	イ 広報車による巡回						
ウ 災害広報紙の発行	エ メール、 ツイッター 等 SNS						
オ ホームページ	カ 支部連絡所及び指定避難所への掲示						

修正案

修正理由

- ・対策班の事務分掌内容の変更
- ・名称変更に伴う修正

項目	担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	渉外調整班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	渉外調整班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	渉外調整班、消火・救助班	
第4 上水道・下水道事業者の相互応援	給水班、土木班	
第5 応援の受入れ体制	対策要員部班	
第6 広域避難の受入れ	総括班	

第1 自衛隊の災害派遣

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続

(略)

<災害派遣要請の手続>

連絡先	県防災危機管理部防災対策課
要請事項	(略)

現行

震災編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請	ページ 震-70
--------------------------------------	-------------

項目	担当	関係機関
第1 自衛隊の災害派遣	調整班、対策要員部班	
第2 県・市町村等への要請	調整班、対策要員部班	
第3 消防の広域応援要請	調整班、消火・救助班	
第4 上水道・下水道事業者の相互応援	給水班、土木班	
第5 応援の受入れ体制	対策要員部班	
第6 広域避難の受入れ	総括班	

第1 自衛隊の災害派遣

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続

(略)

<災害派遣要請の手続>

連絡先	県防災危機管理部危機管理課
要請事項	(略)

修 正 案		
修正理由		
名称変更に伴う修正		
第 2 県・市町村等への要請		
〈県への応援要請手続〉		
要 請 先	県防災危機管理部防災対策課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

現 行		ページ
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 4 節 災害派遣・応援要請 第 2 県・市町村等への要請		震-73
第 2 県・市町村等への要請		
〈県への応援要請手続〉		
要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第 1 消防活動 <hr/> 2. 初動活動 震度 5 強以上の地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、消火・救助班は直ちに次の初動措置を行う。

現 行	
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 5 節 消防・救助救急・危険物等対策 第 1 消防活動	ページ 震-76
第 2 消防活動 <hr/> 2. 初動活動 震度 5 強以上の地震が発生した場合及び東海地震予知情報の警戒宣言が発令された場合、消火・救助班は直ちに次の初動措置を行う。	

修 正 案
修正理由 市の行政組織変更に伴う変更
第 1 応急医療救護 <hr/> 1. 初動医療体制の整備 (1) 救護本部の設置 災害対策本部が設置された場合、速やかに 健康子ども 部長を本部長とし、救護本部を設置する。

現 行	
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 6 節 医療救護・防疫活動 第 1 応急医療救護	ページ 震-8 1
第 1 応急医療救護 <hr/> 1. 初動医療体制の整備 (1) 救護本部の設置 災害対策本部が設置された場合、速やかに 福祉 部長を本部長とし、救護本部を設置する。	

修 正 案		
修正理由		
現在の避難情報の内容に修正		
第 1 避難活動		
〈避難指示等の発令権者及び要件〉		
発令権者	避難指示等を行う要件	根拠法令
(略)		

現 行		
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 7 節 避難対策 第 1 避難活動		ページ 震-87
第 1 避難活動		
〈避難指示等の発令権者及び要件〉		
発令権者	勧告・指示等を行う要件	根拠法令
(略)		

修 正 案
修正理由 名称の変更（避難所運営委員会）
<h3 style="text-align: center;">第3 指定避難所の開設及び運営</h3> <hr/> <p>3. 指定避難所の運営</p> <p>避難所班は、避難者による 避難所運営委員会 が立ち上がるまでの初期対応（自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等）を行う。</p> <p>運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした 避難所運営委員会 にて行い、施設管理者及び市職員は支援・協力を行う。</p> <p>また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、初期対応や運営において、特に女性の参画を推進する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第3 指定避難所の開設及び運営	ページ 震-91
<h3 style="text-align: center;">第3 指定避難所の開設及び運営</h3> <hr/> <p>3. 指定避難所の運営</p> <p>避難所班は、避難者による 指定避難所管理・運営委員会 が立ち上がるまでの初期対応（自治組織のリーダー選定、班編成及び施設活用方法の決定等）を行う。</p> <p>運営体制を整理後、運営は自主防災組織を中心とした 指定避難所管理・運営委員会 にて行い、施設管理者及び市職員は支援・協力を行う。</p> <p>また、プライバシー等に配慮して、人権が尊重された安全・安心な避難生活の確保のため、初期対応や運営において、特に女性の参画を推進する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

修 正 案

修正理由

対策班の事務分掌内容の変更

項 目	担 当	関係機関
第 1 飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第 2 食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班、 涉外調整班	
第 3 生活必需品の供給	物資班	
第 4 物資の受入れ・管理	物資班、 涉外調整班	

第 1 飲料水の供給

3. 応急給水活動

(略)

イ 不足する場合は、千葉県**企業**局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。

(略)

(3) 給水活動

必要最小限の給水については、野田市が自ら対処するが、対応に限りがあるときは、市内の管工事組合等の応援や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき千葉県**企業**局及び北千葉広域水道企業団等に協力を依頼する。

現 行

震災編

第 3 章 災害応急対策計画

第 8 節 生活救援

第 2 食料の供給

ページ

震-93、94

項 目	担 当	関係機関
第 1 飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第 2 食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班	
第 3 生活必需品の供給	物資班	
第 4 物資の受入れ・管理	物資班	

第 1 飲料水の供給

3. 応急給水活動

(略)

イ 不足する場合は、千葉県**水道**局の浄・給水場及び北千葉広域水道企業団等から輸送する。

(略)

(3) 給水活動

必要最小限の給水については、野田市が自ら対処するが、対応に限りがあるときは、市内の管工事組合等の応援や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき千葉県**水道**局及び北千葉広域水道企業団等に協力を依頼する。

修 正 案	
修正理由	名称の変更（避難所運営委員会）
<h2>第2 食料の供給</h2> <hr/> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 食料供給体制</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、渉外調整班が県に対して供給を要請する。</p> <p>応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。</p> <p>3. 食料の供給</p> <p>物資班は、指定避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。指定避難所での配布は、避難所運営委員会に委任する。</p>	

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第2 食料の供給	ページ 震-94
<h2>第2 食料の供給</h2> <hr/> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 食料供給体制</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 食料の確保</p> <p>物資班は、必要量に基づき、業者への発注や救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、調整班が県に対して供給を要請する。応急用米穀の確保ができないときは、知事に政府米の供給を要請し、知事の指示・要請に基づいて米穀販売業者から受領する。</p> <p>3. 食料の供給</p> <p>物資班は、指定避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。指定避難所での配布は、指定避難所管理・運営委員会に委任する。</p>	

修 正 案
修正理由 対策班の事務分掌内容の変更
第4 物資の受入れ・管理
1. 物資の要請 (1) 物資の要請 物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、 渉外調整班 が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。 ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。 また、 渉外調整班 は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第4 物資の受入れ・管理	ページ 震-95
第4 物資の受入れ・管理	
1. 物資の要請 (1) 物資の要請 物資班は、食料及び生活必需品の必要数を把握し、不足する場合には、 調整班 が協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。 ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。 また、 調整班 は日本赤十字社に義援品の要請を行う。	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第 1 災害警備 <hr/> 2. 警備体制 野田警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 連絡室 震度 4 以上の地震が発生した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合等 (2) 対策室 地震に伴う被害程度が小規模の場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合等 (3) 災害警部本部 大規模地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合等

現 行	
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 1 節 災害警備・防犯 第 1 災害警備	ページ 震-102
第 1 災害警備 <hr/> 2. 警備体制 野田警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 連絡室 震度 4 以上の地震が発生した場合及び東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合等 (2) 対策室 地震に伴う被害程度が小規模の場合及び東海地震注意情報が発表された場合等 (3) 災害警部本部 大規模地震が発生した場合又は東海地震予知情報が発表された場合等 	

修正案

修正理由

名称の変更（避難所運営委員会）

第2 防犯

総括班は、被災地、指定避難所における犯罪等を防止するため、野田警察署、**避難所運営委員会**と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

現行

震災編

第3章 災害応急対策計画
第11節 災害警備・防犯
第2 防犯

ページ

震-103

第2 防犯

総括班は、被災地、指定避難所における犯罪等を防止するため、野田警察署、**指定避難所管理・運営委員会**と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織や消防団等による巡回を行う。

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
<h3>第1 ライフライン施設</h3> <hr/> <p>1. 上水道施設</p> <p>給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県企業局及び他の水道事業者に応援を要請する。</p> <p>応急復旧に当たっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧は、別に定める優先順位に基づき行う。</p>

現 行	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第12節 ライフライン施設等の応急対策 第1 ライフライン施設	ページ 震-104
<h3>第1 ライフライン施設</h3> <hr/> <p>1. 上水道施設</p> <p>給水班は、応急復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保する。市の体制で早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される場合、市指定給水装置工事事業者や「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水道局及び他の水道事業者に応援を要請する。</p> <p>応急復旧に当たっては、被害状況を調査し応急復旧計画を作成する。応急復旧は、別に定める優先順位に基づき行う。</p>	

修 正 案
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加
第1 ライフライン施設
5. 通信施設 (1) 電話施設 (略) 〈応急措置〉
<ul style="list-style-type: none"> ア 通信の利用制限 イ 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保 ウ 無線設備の使用 エ 特設公衆電話の設置 オ 非常用可搬型電話局装置の設置 カ 臨時電報、電話受付所の開設 キ 回線の応急復旧 ク 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用
(略) 〈電話に関する広報事項〉
<ul style="list-style-type: none"> ア 通信途絶、利用制限の理由と内容 イ 災害復旧措置と復旧見込み時期 ウ 通信利用者に協力を要請する事項 エ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始

現 行	ページ
震災編 第3章 災害応急対策計画 第12節 ライフライン施設等の応急対策 第1 ライフライン施設	震-105
第1 ライフライン施設	
5. 通信施設 (1) 電話施設 (略) 〈応急措置〉	
<ul style="list-style-type: none"> ア 通信の利用制限 イ 非常通話、緊急通話の優先、確保 ウ 無線設備の使用 エ 特設公衆電話の設置 オ 非常用可搬型電話交換装置の設置 カ 緊急電報、電話受付所の開設 キ 回線の応急復旧 ク 災害用伝言ダイヤル「171」の提供 	
(略) 〈電話に関する広報事項〉	
<ul style="list-style-type: none"> ア 通信途絶、利用制限の理由と内容 イ 災害復旧措置と復旧見込み時期 ウ 通信利用者に協力を要請する事項 エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始 	

修 正 案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

項 目	担 当	関係機関
第 1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第 2 応急教育	学校班、市民情報班、 保健救護班、避難所班	
第 3 応急保育	要配慮者班	
第 4 社会教育施設の対 策	避難所班	
第 5 文化財の確認	避難所班	

第 5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会（**避難所班**）へ、国、県指定の文化財は、教育委員会を經由して県教育委員会へ報告する。

現 行

震災編

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 3 節 学校等における児童・生徒等の安全対策

第 5 文化財の確認

ページ

震-107、110

項 目	担 当	関係機関
第 1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第 2 応急教育	学校班、市民情報班、 保健救護班、避難所班	
第 3 応急保育	要配慮者班	
第 4 社会教育施設の対 策	社教班	
第 5 文化財の確認	社教班	

(略)

第 5 文化財の確認

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会（**社教班**）へ、国、県指定の文化財は、教育委員会を經由して県教育委員会へ報告する。

修 正 案
修正理由 ・野田市災害廃棄物処理計画は作成（平成 31 年 3 月）されたため修正 ・県計画が修正されたため、記載内容の整合性を合わせるため修正 ・指定避難所のし尿処理に対し、災害対応を考慮した内容に修正
<h2>第 2 清掃・廃棄物処理</h2> <hr/> <p>1. 廃棄物の処理</p> <p>(1) 処理体制の確立</p> <p>環境衛生班は、「野田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制を確立する。</p> <p>処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。</p> <p>また、がれき等の大量発生が予想される場合は、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. し尿の処理</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>指定避難所では、避難所のトイレが使用できない場合には、原則として仮設トイレを設置し使用する。環境衛生班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して設置する。</p> <p>また、必要に応じて、プール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。</p>

現 行	
震災編 第 3 章 災害応急対策計画 第 1 7 節 清掃・廃棄物・環境対策 第 2 清掃・廃棄物処理	ページ 震-117
<h2>第 2 清掃・廃棄物処理</h2> <hr/> <p>1. 廃棄物の処理</p> <p>(1) 処理体制の確立</p> <p>環境衛生班は、「災害廃棄物対策指針（環境省）」「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」及び「千葉県市町村震災廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。</p> <p>処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。</p> <p>また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. し尿の処理</p> <p>(1) 指定避難所</p> <p>指定避難所では、原則として仮設トイレを設置し使用する。環境衛生班は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して設置する。</p> <p>また、指定避難所管理・運営委員会は、プール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。</p>	

修 正 案

修正理由

災害救助法適用基準の表構成を修正（適用の基準（内閣府令））

第 1 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の第 1 号から第 4 号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
		50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第 1 条第 1 項第 3 号前段
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令※で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	内閣府令第 1 条※ 1	第 1 条第 1 項第 3 号後段

次ページに続く

現 行

震災編

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 9 節 災害救助法の適用

第 1 災害救助法の適用基準

ページ

震-123

第 1 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第 1 条第 1 項の第 1 号から第 4 号までの規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

〈災害救助法の適用基準〉

	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第 1 条第 1 項第 1 号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第 1 条第 1 項第 2 号
		50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第 1 条第 1 項第 3 号前段
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。		第 1 条第 1 項第 3 号後段
	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第 1 条※

次ページに続く

修正案

修正理由

災害救助法適用基準の表構成を修正（適用の基準（内閣府令））

第1 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。	内閣府令第2条第1項第1号※2	第1条第1項第4号
		内閣府令第2条第1項第2号※3	
		内閣府令第2条第1項第3号※	

※災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

※1（内閣府令第1条）

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2（内閣府令第2条第1項第1号）

災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

※3（内閣府令第2条第1項第2号）

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

現行

震災編

第3章 災害応急対策計画

第19節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用基準

ページ

震-123

第1 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき。 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。		第1条第1項第4号
			内閣府令第2条第1項第1号※
			内閣府令第2条第1項第2号※

※災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令

修 正 案
修正理由 災害救助法適用基準の表構成を修正（適用の基準（内閣府令））
第1 被災者の生活確保 (略) <p>(4) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは交付決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）</p>

現 行	
震災編 第4章 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活の安定 第1 被災者の生活確保	ページ 震-128
第1 被災者の生活確保 (略) <p>(4) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。）</p>	

修 正 案	
修正理由	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
(題)	附編 南海トラフ地震 に係る周辺地域としての対応計画

現 行	
震災編 附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	ページ 附編 題
(題)	附編 東海地震 に係る周辺地域としての対応計画

修正案

修正理由

- ・南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
- ・「南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ」を追加
- ・「南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間」を追加

第1節 はじめに

(略)

(削除)

次ページに続く

現行

震災編 附編

第1章 総則
第1節 はじめに

ページ

震-135

第1節 はじめに

(略)

このため、本計画では東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替え（下表参照）、南海トラフ地震関連情報発表時の防災対応をとることとする。

〈南海トラフ地震に関連する情報と東海地震関連情報の読み替え〉

<u>東海地震関連情報</u>	<u>南海トラフ地震関連情報</u>
<u>東海地震に関連する調査情報</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u>
<u>東海地震注意情報</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>
<u>東海地震予知情報、警戒宣言</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>

次ページに続く

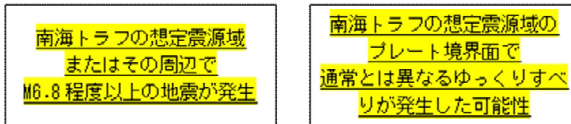
修正案

修正理由

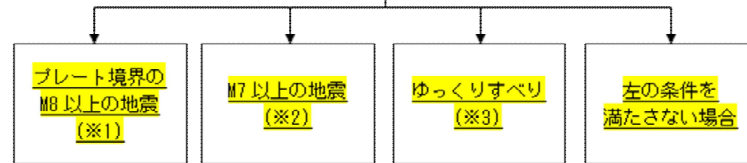
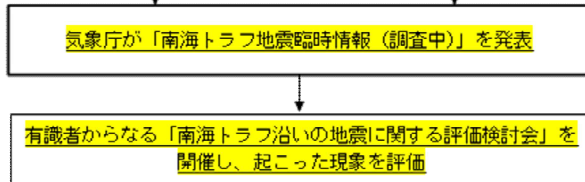
- ・南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
- ・「南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ」を追加
- ・「南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間」を追加

〈南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ〉

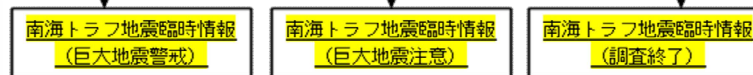
観測した
異常な現象



異常な現象に
対する評価
(最短約30分後)



評価の結果
発表される情報
(最短約2時間後)



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

次ページに続く

現 行

震災編 附編
第1章 総則
第1節 はじめに

ページ

震-135

次ページに続く

修 正 案

修正理由

- ・南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
- ・「南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ」を追加
- ・「南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間」を追加

＜南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間＞

評価	発表情報	警戒、注意をする期間
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり		すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒1週間+注意1週間)

現 行

震災編 附編

第1章 総則
第1節 はじめに

ページ

震-135

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>南海トラフ地震に関連する情報に記載統一</p>
<p>第2節 計画策定の趣旨</p> <p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。</p> <p>同法に基づき、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されており、千葉県内では、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町が推進地域に指定されている。また、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）として指定され、千葉県内では、館山市、南房総市、鋸南町が特別強化地域に指定されている。（平成26年3月31日現在）</p> <p>本市は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5強の揺れが想定されている。</p> <p>南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県東部・南部でより多くの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。</p> <p>このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあっても被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画震災編の附編として本計画を策定する。</p>

現 行	
<p>震災編 附編 第1章 総則 第2節 計画策定の趣旨</p>	<p>ページ</p> <p>震-136</p>
<p>第2節 計画策定の趣旨</p> <p>昭和53年6月15日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年12月14日に施行された。</p> <p>この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。</p> <p>同法に基づき、昭和54年8月7日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成13年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度6弱以上又は発生20分以内に大津波が来襲する市町村が強化地域として指定された。</p> <p>本市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念される場所である。</p> <p>このため、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生にあっても被害を最小限にとどめることを目的として、地域防災計画震災編の附編として本計画を策定する。</p>	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第1 計画の内容
<p>計画の内容は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置 (略)</p>
第2 計画の範囲
<p>本計画の範囲は、原則として南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。</p> <p>(略)</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">次ページに続く</div>

現 行	
震災編 附編 第1章 総則 第3節 基本方針	ページ 震-137、138
第1 計画の内容	
<p>計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、</p> <p>(1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置 (略)</p>	
第2 計画の範囲	
<p>本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。</p> <p>(略)</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">次ページに続く</div>	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第3 前提条件
<p>計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。</p> <p>(2) 南海トラフ地震が発生した場合の震度は、震度5強程度とする。ただし、地質・地盤によって異なるので、地域によっては若干の違いがある。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
第4 計画の範囲
<p>本市は、推進地域外であり南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">次ページに続く</div>

現 行	
震災編 附編 第1章 総則 第3節 基本方針	ページ 震-137、138
第3 前提条件	
<p>計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。</p> <p>(1) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。</p> <p>(2) 東海地震が発生した場合の震度は、震度5強程度とする。ただし、地質・地盤によって異なるので、地域によっては若干の違いがある。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	
第4 計画の実施	
<p>本市は、強化地域外であり大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">次ページに続く</div>	

修 正 案	
修正理由	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第6 業務の大綱	
<p>市が実施する業務の大綱は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災会議及び災害対策本部の設置運営に関する事 (2) 南海トラフ地震対策の連絡調整に関する事 (3) 南海トラフ地震に係る予防、応急対策に関する事 (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の受理、伝達に関する事 <p style="text-align: center;">（略）</p>	
第7 南海トラフ地震関連情報と市の防災体制	
<p>南海トラフ地震関連情報の種類とその時の市の防災体制は、次のとおりとなっている。</p>	
次ページに続く	

現 行	
震災編 附編 第1章 総則 第3節 基本方針	ページ 震-137、138
第6 業務の大綱	
<p>市が実施する業務の大綱は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災会議及び災害対策本部の設置運営に関する事 (2) 東海地震対策の連絡調整に関する事 (3) 東海地震に係る予防、応急対策に関する事 (4) 地震予知情報等の受理、伝達に関する事 <p style="text-align: center;">（略）</p>	
第7 東海地震関連情報と基本的な対応措置	
<p>東海地震関連情報の種類と基本的な対応措置は、次のとおりとなっている。市は、それぞれの情報に応じ、県に準じた体制をとる。</p>	
次ページに続く	

修正案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

〈南海トラフ地震関連情報と対応〉

情報名	発表基準	市の防災体制
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	通常の体制で対応
巨大地震注意	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等	災害対策本部設定間前 警戒配備体制 第2配備
巨大地震警戒	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	災害対策本部設定間後 非常配備体制 第1配備

現行

震災編 附編
第1章 総則
第3節 基本方針

ページ

震-137、138

〈東海地震関連情報と対応〉

情報名	発表する基準	強化地域での対応	市の防災体制
東海地震に関連する調査情報(カラーレベル青)	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表	
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	通常 の体制 で対応 する。
東海地震注意情報(カラーレベル黄)	観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛などの混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	警戒配備体制 第2配備
東海地震予知情報(警戒宣言が含まれる)(カラーレベル赤)	東海地震の発生のおそれがあると判断した場合 (東海地震予知情報を解除する場合)	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	非常配備体制 第1配備

修 正 案	
修正理由	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
(章題)	<p>第 2 章 南海トラフ地震関連情報の発表 から 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表までの広報</p>

現 行	
震災編 附編 第 2 章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報	ページ 附編 章題
(章題)	<p>第 2 章 東海地震関連情報の発表 から 警戒宣言までの広報</p>

修 正 案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達

市は、県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対し、直ちにその旨を伝達する。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達系統、伝達手段は、次のとおりである。

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の連絡経路及び手段〉
（略）

機 関	内 容
市民生活部	市民生活部（勤務時間外は守衛）は、県消防地震防災課から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
福祉部	福祉部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、その旨を各福祉施設等へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
健康子ども部	健康子ども部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、直ちにその旨を野田市医師会へ伝達する。また、保育所（園）等へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
市 その他の各部	市各部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、その旨を必要な関係機関、団体等へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
教育委員会	市教育委員会は、市から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、その旨を各部課、公立幼稚園、小・中・高等学校等へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
消防本部	消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各分署並びに消防団へ伝達する。

次ページに続く

現 行

震災編 附編

第2章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報

第1節 東海地震注意情報の伝達

第1 東海地震注意情報の伝達

ページ

震-139

第1 東海地震注意情報の伝達

市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び市民等に対し、直ちにその旨を伝達する。東海地震注意情報の伝達系統、伝達手段は、次のとおりである。

〈東海地震注意情報の連絡経路及び手段〉
（略）

機 関	内 容
市民生活部	市民生活部（勤務時間外は守衛）は、県消防地震防災課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
福祉部	福祉部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を各福祉施設等へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
健康子ども部	健康子ども部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を野田市医師会へ伝達する。また、保育所（園）等へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
市 その他の各部	市各部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を必要な関係機関、団体等へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
教育委員会	市教育委員会は、市から東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を各部課、公立幼稚園、小・中・高等学校等へ防災用MCA無線、有線電話等で伝達する。
消防本部	消防本部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各分署並びに消防団へ伝達する。

次ページに続く

修 正 案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

機 関	内 容
野田警察署	野田警察署は、県警察本部から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、直ちにその旨を署内及び各出先機関へ伝達する。
その他の 防災機関	県消防防災課から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の通報を受けたときは、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。

現 行

震災編 附編

第2章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報

第1節 東海地震注意情報の伝達

第1 東海地震注意情報の伝達

ページ

震-139

機 関	内 容
野田警察署	野田警察署は、県警察本部から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を署内及び各出先機関へ伝達する。
その他の 防災機関	県消防防災課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等へ伝達する。

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第2 伝達事項
<p>市は、次の事項を市民等に伝達する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること (3) その他必要と認める事項

現 行	
震災編 附編 第2章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報 第1節 東海地震注意情報の伝達 第2 伝達事項	ページ 震-140
第2 伝達事項	
<p>市は、次の事項を市民等に伝達する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報 (2) 警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとること (3) その他必要と認める事項 	

修正案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

第1 市の活動体制

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、警戒配備をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、市町村、防災関係機関との連絡調整

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機 関	体 制
県警察	(略)
陸上自衛隊第1空挺団	(略)
東日本電信電話株式会社	(略)
株式会社NTTドコモ	(略)
東武鉄道株式会社	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	(略)

現 行

震災編 附編

第2章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報
第2節 活動体制の準備

ページ

震-141

第1 市の活動体制

市は、東海地震注意情報が発表された場合、警戒配備をとり必要な職員を動員し、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- (2) 社会的混乱防止のため必要な措置
- (3) 県、市町村、防災関係機関との連絡調整

第2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、次の体制をとる。

機 関	体 制
県警察	(略)
陸上自衛隊第1空挺団	(略)
東日本電信電話株式会社	(略)
株式会社NTTドコモ	(略)
東武鉄道株式会社	東海地震注意情報を受けたときは、直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、警戒宣言発令に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	(略)

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
<h3>第3節 広報活動</h3> <hr/> <p> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民等に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。 （略） </p>

現 行	
震災編 附編 第2章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報 第3節 広報活動	ページ 震-142
<h3>第3節 広報活動</h3> <hr/> <p> 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により市民等に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。 （略） </p>	

修正案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

第4節 混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機 関	体 制
県	(略)
県警察	(略)
東日本電信電話株式会社	(略)
株式会社NTTドコモ	(略)
東武鉄道株式会社	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

現 行

震災編 附編

第2章 東海地震関連情報の発表から警戒宣言までの広報

第4節 混乱の防止

ページ

震-143

第4節 混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機 関	体 制
県	(略)
県警察	(略)
東日本電信電話株式会社	(略)
株式会社NTTドコモ	(略)
東武鉄道株式会社	警戒宣言発令に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。

修 正 案	
修正理由	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
(章題)	第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う対応措置

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置	ページ 附編 章題
(章題)	第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第1 市の活動体制
1. 災害対策本部の設置 市長は、 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） が 発表 された場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、第1 配備をとる。
2. 所掌事務 所掌事務は、次のとおりである。
(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 等各種情報の収集伝達 (2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定 (3) 各防災関係機関との連絡調整 (4) 防災行政無線及び広報車等による市民等への情報提供 (5) その他必要な事項

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第1節 活動体制 第1 市の活動体制	ページ 震-144
第1 市の活動体制	
1. 災害対策本部の設置 市長は、 警戒宣言 が 発令 された場合は、県に準じて災害対策本部を設置し、第1 配備をとる。	
2. 所掌事務 所掌事務は、次のとおりである。	
(1) 警戒宣言 等各種情報の収集伝達 (2) 社会的混乱の防止に係る施策の決定 (3) 各防災関係機関との連絡調整 (4) 防災行政無線及び広報車等による市民等への情報提供 (5) その他必要な事項	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
<p>第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達</p> <p>1. 伝達経路 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>2. 伝達方法 (1) 市 市は、県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちにその旨を防災用MCA無線、電話及びその他の手段により市各部課、各出先機関、野田市医師会、消防本部に伝達するとともに市教育委員会、福祉部及び健康子ども部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育所（園）、社会福祉施設等に伝達する。 一般市民に対しては、防災行政無線並びに消防本部、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたことを伝達する。</p> <p>(2) 消防本部 消防本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各分署並びに消防団へ伝達するとともに、サイレン吹鳴による防災信号により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたことを市民に伝達する。</p>
次ページに続く

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達及び広報 第1 警戒宣言の伝達	ページ 震-146、147
<p>第1 警戒宣言の伝達</p> <p>1. 伝達経路 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>2. 伝達方法 (1) 市 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を防災用MCA無線、電話及びその他の手段により市各部課、各出先機関、野田市医師会、消防本部に伝達するとともに市教育委員会、福祉部及び健康子ども部を通じて、市立小中学校、私立幼稚園、保育所（園）、社会福祉施設等に伝達する。 一般市民に対しては、防災行政無線並びに消防本部、消防団の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <p>(2) 消防本部 消防本部は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各分署並びに消防団へ伝達するとともに、サイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。</p>	
次ページに続く	

修 正 案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

(3) 警察署

警察署は、県警察本部から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。

警察署は、市に協力し、警察車両により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたことを市民に伝達する。

(4) 東武鉄道株式会社

東武鉄道株式会社は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちにその旨を構内放送、車内放送、看板掲示及びその他の手段により、駅並びに乗客へ伝達する。

(5) 野田市医師会

野田市医師会は、県医師会又は市から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。

(6) その他の防災機関

県から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

(削除)

次ページに続く

現 行

震災編 附編

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

第1 警戒宣言の伝達

ページ

震-146、147

(3) 警察署

警察署は、県警察本部から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。

警察署は、市に協力し、警察車両により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。

(4) 東武鉄道株式会社

東武鉄道株式会社は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を構内放送、車内放送、看板掲示及びその他の手段により、駅並びに乗客へ伝達する。

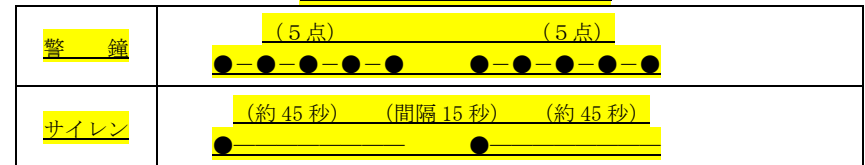
(5) 野田市医師会

野田市医師会は、県医師会又は市から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。

(6) その他の防災機関

県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

〈警戒宣言発令時の信号〉



※ 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。

※ 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

次ページに続く

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
3. 伝達事項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容 (2) 市への影響予測 (3) 各機関がとるべき体制 (4) その他の必要事項

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達及び広報 第1 警戒宣言の伝達	ページ 震-146、147
3. 伝達事項 警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。 (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容 (2) 市への影響予測 (3) 各機関がとるべき体制 (4) その他の必要事項	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
<p>第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時の広報</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時の広報〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 広報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容の周知徹底 イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ ウ 防災措置の呼びかけ エ 避難が必要な地域市民等に対する避難の呼びかけ <p>(2) 広報の実施方法</p> <p>各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。</p> </div>

現 行		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達及び広報 第2 警戒宣言時の広報</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">ページ 震-147</td> </tr> </table>	震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達及び広報 第2 警戒宣言時の広報	ページ 震-147
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第2節 警戒宣言の伝達及び広報 第2 警戒宣言時の広報	ページ 震-147	
<p>第2 警戒宣言時の広報</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。 (略)</p> <p style="text-align: center;">〈警戒宣言時の広報〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 広報の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言の内容の周知徹底 イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ ウ 防災措置の呼びかけ エ 避難が必要な地域市民等に対する避難の呼びかけ <p>(2) 広報の実施方法</p> <p>各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。</p> </div>		

修 正 案	
修正理由	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
<p>野田警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p>第2 南海トラフ地震に係る周辺地域としての特別な活動</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p>2. 広報</p> <p>(1)</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及び関連する情報</p> <p>イ 市民等及び自動車運転者のとるべき措置</p> <p>ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況</p> <p>エ その他民心の安定を図るため必要な情報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第3節 警備対策	ページ 震-148
<p>野田警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p>第2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動</p> <hr/> <p style="text-align: center;">(略)</p>	
<p>2. 広報</p> <p>(1)</p> <p>ア 警戒宣言の内容及び関連する情報</p> <p>イ 市民等及び自動車運転者のとるべき措置</p> <p>ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況</p> <p>エ その他民心の安定を図るため必要な情報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

修 正 案	
修正理由	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第 1 消防対策	
<p>市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	

現 行	
震災編 附編 第 3 章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第 4 節 水防・消防対策 第 1 消防対策	ページ 震-149
第 1 消防対策	
<p>市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	

修正案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

第1 公共輸送機関の措置

1. 東武鉄道株式会社の措置

(1) 伝達方法

駅、車内等において南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(略)

(3) 運行方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表当日は、現行ダイヤを使用し減速運転を行う。翌日以降は、震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止を実施する。

第2 警察のとり交通対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

次ページに続く

現行

震災編 附編

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第5節 公共輸送・交通対策

ページ

震-150、151

第1 公共輸送機関の措置

1. 東武鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

駅、車内等において警戒宣言、東海地震予知情報等の放送を行い、旅客及び貨物荷主の協力を要請し、混乱防止と円滑な輸送の確保を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(略)

(3) 運行方針

警戒宣言発令当日は、現行ダイヤを使用し減速運転を行う。翌日以降は、震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止を実施する。

第2 警察のとり交通対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(略)

次ページに続く

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第3 道路管理者の対策
<p>1. 関東地方整備局</p> <p>(1) 道路施設に関する対策</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、重点箇所等にパトロールカーを適切に配置し、道路状況の把握に努める。 (略)</p> <p>(2) 道路交通対策</p> <p>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。</p> <p>イ 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。 また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。</p> <p>ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。</p>

次ページに続く

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第5節 公共輸送・交通対策	ページ 震-150、151
第3 道路管理者の対策	
<p>1. 関東地方整備局</p> <p>(1) 道路施設に関する対策</p> <p>ア 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、重点箇所等にパトロールカーを適切に配置し、道路状況の把握に努める。 (略)</p> <p>(2) 道路交通対策</p> <p>ア 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。</p> <p>イ 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。 また、警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行うものとする。</p> <p>ウ 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制 警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。</p>	

次ページに続く

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
<p>2. 県</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、東葛飾土木事務所は、緊急点検巡視を行い道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い対策の一本化に努める。</p> <p>(1) 危険箇所の点検</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害が発生するおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第5節 公共輸送・交通対策	ページ 震-150、151
<p>2. 県</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、東葛飾土木事務所は、緊急点検巡視を行い道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い対策の一本化に努める。</p> <p>(1) 危険箇所の点検</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害が発生するおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第1 上水道対策
1. 基本方針 給水班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。 （略）
2. 人員の確保、資機材の点検整備等 (1) 要員の確保等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。 （略）
3. 施設の保安措置等 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。 （略）
4. 広報 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。 （略）

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策 第1 上水道対策	ページ 震-152
第1 上水道対策	
1. 基本方針 給水班は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。 （略）	
2. 人員の確保、資機材の点検整備等 (1) 要員の確保等 警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。 （略）	
3. 施設の保安措置等 (1) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。 （略）	
4. 広報 警戒宣言が発せられた場合、市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として、次のとおり広報活動を実施する。 （略）	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第3 電気対策
1. 基本方針 東京電力パワーグリッド株式会社は、 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。
2. 人員の確保、資機材の点検整備 サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） あるいは 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。
3. 施設の予防措置 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。
(略)

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策 第3 電気対策	ページ 震-153
第3 電気対策	
1. 基本方針 東京電力パワーグリッド株式会社は、 警戒宣言 が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。	
2. 人員の確保、資機材の点検整備 サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、 東海地震注意情報 あるいは 警戒宣言 が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧資機材の確保に努める。	
3. 施設の予防措置 東海地震予知情報 等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。	
(略)	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
<p>第4 ガス対策</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>2. 人員の確保、資機材の点検整備等</p> <p>(1) 人員の確保</p> <p>ア 勤務時間内</p> <p>社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時において、次の事項を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>3. 施設の保安措置</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(3) 工事等の作業の中止と安全装置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後、社員、工事会社作業員及びサービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。</p> <p>4. 広報</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策 第4 ガス対策	ページ 震-154
<p>第4 ガス対策</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>2. 人員の確保、資機材の点検整備等</p> <p>(1) 人員の確保</p> <p>ア 勤務時間内</p> <p>社内放送等により社員に伝達するとともに、社屋外の社員は無線、ラジオ、テレビ等で警戒宣言を覚知した時点で帰社し、地震災害警戒本部に従う。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(2) 緊急用工具・資機材及び車両の点検準備</p> <p>警戒宣言発令時において、次の事項を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>3. 施設の保安措置</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(3) 工事等の作業の中止と安全装置</p> <p>警戒宣言発令後、社員、工事会社作業員及びサービス店作業員は、需要家又は地先における作業を中止し、工事による事故防止措置をとる。</p> <p>4. 広報</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
<p>第5 通信対策</p> <p>1. 東日本電信電話株式会社 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表にあたり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、市民等に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 情報連絡室の設置 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 株式会社NTTドコモ (略)</p> <p>(3) 応急対策 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策 第5 通信対策	ページ 震-155
<p>第5 通信対策</p> <p>1. 東日本電信電話株式会社 警戒宣言の発令にあたり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、市民等に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 情報連絡室の設置 警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 株式会社NTTドコモ (略)</p> <p>(3) 応急対策 警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般加入者による家族間の連絡等の急増により、携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

修 正 案	
修正理由	
南海トラフ地震に関連する情報に記載統一	
第 1 学校等対策	
<p>学校班及び学校長等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後は、校長は、直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（指定避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。</p> <p>(2) 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>オ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されるまで臨時休校とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	
第 2 病院対策	
<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	
次ページに続く	

現 行	
震災編 附編 第 3 章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第 7 節 学校・病院・社会福祉施設対策	ページ 震-157
第 1 学校等対策	
<p>学校班及び学校長等は、警戒宣言が発せられた場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、児童・生徒等の下校（指定避難所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。</p> <p>(2) 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>オ 警戒宣言が解除されるまで臨時休校とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	
第 2 病院対策	
<p>警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>	
次ページに続く	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第3 社会福祉施設対策 要配慮者班、社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第7節 学校・病院・社会福祉施設対策	ページ 震-157
第3 社会福祉施設対策 要配慮者班、社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として対応措置を講ずる。	

修 正 案	
修正理由	南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）時の措置	
<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。</p> <p>なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示等を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。</p> <p>なお、避難指示等の内容は、「震災編 第3章」を参照のこと。</p> <p>(1) 避難指示</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	
第2 事前の措置	
<p>市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。</p> <p>(1) 避難対象地区の選定</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(3) 避難指示体制の確立</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第8節 避難対策	ページ 震-159
第1 警戒宣言時の措置	
<p>警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあつては、市長は市民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。</p> <p>なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示等を行い、市民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。</p> <p>なお、避難指示等の内容は、「震災編 第3章」を参照のこと。</p> <p>(1) 避難勧告・指示</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	
第2 事前の措置	
<p>市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。</p> <p>(1) 避難対象地区の選定</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(3) 避難勧告、指示体制の確立</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	

修 正 案
修正理由 南海トラフ地震に関連する情報に記載統一
第1 食料、医薬品の確保 <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、物資班は協定業者及び医師会に対し供給準備をとるよう要請する。</p>
第2 緊急輸送の実施準備 <p>市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、「震災編 第3章」に準じて必要な準備を行う。 （略）</p>
第4 その他 <p>1. 税等の申告、納付等に関する措置 被害調査班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表による社会的混乱の発生に伴い、税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に引き続き、災害が発生した場合には、税等の減免及び申告、納付等の期限延長等について適切な措置をとる。</p> <p>2. 危険な動物の逃走防止 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時においてとるべき措置は、次のとおりである。 （略）</p>

現 行	
震災編 附編 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第10節 その他の対策	ページ 震-161
第5 食料、医薬品の確保 <p>警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、物資班は協定業者及び医師会に対し供給準備をとるよう要請する。</p>	
第6 緊急輸送の実施準備 <p>市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、「震災編 第3章」に準じて必要な準備を行う。 （略）</p>	
第7 その他 <p>1. 税等の申告、納付等に関する措置 被害調査班は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。 警戒宣言に引き続き、災害が発生した場合には、税等の減免及び申告、納付等の期限延長等について適切な措置をとる。</p> <p>2. 危険な動物の逃走防止 県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 （略）</p>	

修 正 案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

第1節 市民等のとるべき措置

本市においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。

（略）

本章では、市民等、自治会、自主防災組織、事業所が平常時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

区分	とるべき措置
平常時	<p>（略）</p> <p>10 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されるまで	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>（略）</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されてから地震発生まで	<p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を入手する。</p> <p>（略）</p>

現 行

震災編 附編

第4章 市民等のとるべき措置
第1節 市民等のとるべき措置

ページ

震-162、163

第1節 市民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することが予想される。

（略）

本章では、市民等、自治会、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

区分	とるべき措置
平常時	<p>（略）</p> <p>10 家族で対応措置の話し合いをする。</p> <p>(1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。</p> <p>(2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>（略）</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>1 警戒宣言情報を入手する。</p> <p>（略）</p>

修 正 案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

第2節 自治会・自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区分	とりべき措置
平常時	(略)
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されるまで	(略)
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されてから地震発生まで	(略)

現 行

震災編 附編

第4章 市民等のとりべき措置

第2節 自治会・自主防災組織のとりべき措置

ページ

震-164

第2節 自治会・自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区分	とりべき措置
平常時	(略)
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	(略)
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(略)

修正案

修正理由

南海トラフ地震に関連する情報に記載統一

第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	(略)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)の発表か ら南海トラフ地震臨時情 報(巨大地震警戒)が発 表されるまで	(略)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が発表 されてから地震発生まで	(略)

現行

震災編 附編

第4章 市民等のとるべき措置

第3節 事業所のとるべき措置

ページ

震-165

第3節 事業所のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	(略)
東海地震注意情報の発表から 警戒宣言が発令されるまで	(略)
警戒宣言が発令されてか ら地震発生まで	(略)

風水害編

修 正 案	
修正理由	県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加
第3 指定地方行政機関	
(略)	
14. 関東地方環境事務所	
(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること	
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること	
(3) 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること	
(4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること	

現 行	
風水害編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関	ページ 風-6
第3 指定地方行政機関	
(略)	
(新規)	

修 正 案
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加
第 5 指定公共機関 <hr/> <div style="text-align: center;">(略)</div> <p>9. 楽天モバイル株式会社</p> <p>(1) 電気通信施設の整備に関すること</p> <p>(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること</p> <p>(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</p>

現 行	
風水害編 第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第 5 指定公共機関	ページ 風-8
第 5 指定公共機関 <hr/> <div style="text-align: center;">(略)</div> <div style="text-align: center;">(新規)</div>	

修 正 案
修正理由 県計画に追加されたため、記載内容の整合性を合わせるため追加
第 6 指定地方公共機関 <hr/> <div style="text-align: center;">(略)</div> <p>8. 公益社団法人千葉県看護協会</p> <p>(1) 医療救護活動に関すること</p> <p>(2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること</p>

現 行	
風水害編 第 1 章 総則 第 2 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第 6 指定地方公共機関	ページ 風-9
第 6 指定地方公共機関 <hr/> <div style="text-align: center;">(略)</div> <div style="text-align: center;">(新規)</div>	

修 正 案			
修正理由			
野田市の気象警報として、「暴風雪警報・大雪警報」も設定されているため、配備基準として追加			
第1 市の防災体制の確立			
1. 防災体制			
本市の防災体制は、次のとおりである。			
配備体制	配備基準	配備人員	備考 (水防計画)
災害対策本部設置前 警戒配備体制	(略)		
	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨警報が発表されたとき (2) 洪水警報が発表されたとき (3) 暴風・暴風雪・大雪警報が発表されたとき (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (5) 利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき	・防災安全課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員	水防警戒態勢

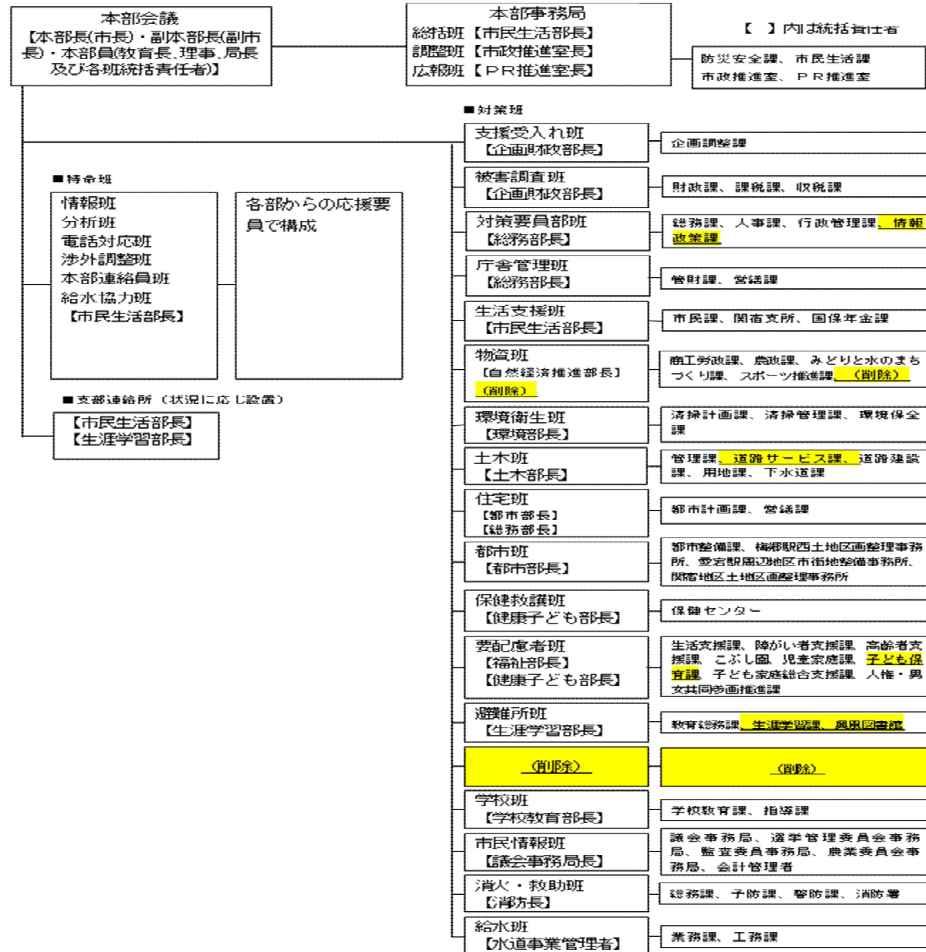
現 行		ページ
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 第1 市の防災体制の確立		風-22
第1 市の防災体制の確立		
1. 防災体制		
本市の防災体制は、次のとおりである。		
配備体制	配備基準	備考 (水防計画)
災害対策本部設置前 警戒配備体制	(略)	
	次の条件の1以上が該当し市長が必要と認めたとき (1) 大雨警報が発表されたとき (2) 洪水警報が発表されたとき (3) 暴風警報が発表されたとき (4) 土砂災害警戒情報が発表されたとき (5) 利根川又は江戸川氾濫警戒情報が発表されたとき	・防災安全課職員 ・統括指揮官（建設局長）が指定する必要な職員

修正案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

〈災害対策本部 組織図〉



現行

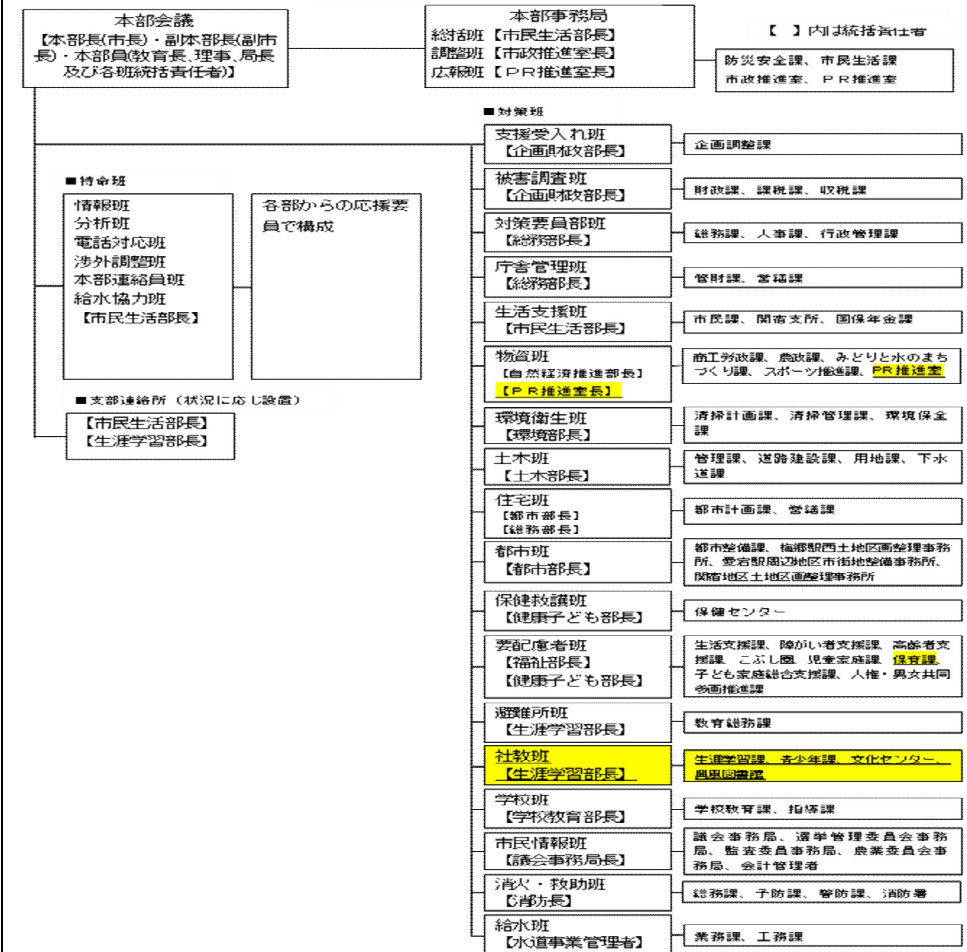
風水害編

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制
災害対策本部 組織図

ページ

風-26

〈災害対策本部 組織図〉



修正案

- 修正理由
- ・市の行政組織変更に伴う変更
 - ・対策班の事務分掌内容の変更
 - ・主担当事務の表記を修正

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 ◎本部会議に関する事。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。 ◎国、県等への災害報告に関する事。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ◎高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事。 ◎防災行政無線の運用に関する事。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関する事。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
調整班	市政推進室長	指名による	<ul style="list-style-type: none"> ◎本部会議の記録に関する事。 ◎本部長、副本部長の秘書に関する事。 ◎災害視察及び見舞いのための接遇に関する事。
広報班	PR推進室長	指名による	(略)

次ページに続く

現行

- 風水害編
第3章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制
災害対策本部 組織図

ページ
風-27～31

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関する事。 ◎本部会議に関する事。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関する事。 ・国、県等への災害報告に関する事。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関する事。 ・防災行政無線の運用に関する事。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関する事。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
		市民生活課長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議に関する事。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関する事。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関する事。
調整班	市政推進室長	指名による	<ul style="list-style-type: none"> ・本部会議の記録に関する事。 ・本部長、副本部長の秘書に関する事。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関する事。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関する事。
広報班	PR推進室長	指名による	(略)

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

■特命班（各部からの応援要員で構成） ※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関する事 こと。
分析班		指名による	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への 指示の割振りに関する事 こと
電話対応班			◎市民等からの電話問合せ及び連絡受けに関す ること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関する事 こと。
渉外調整班		指名による	◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援 要請及び連絡調整に関する事 こと。 ◎防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に 関すること。 ◎各班との調整に関する事 こと。
本部連絡員 班		指名による	◎本部事務局と各班との連絡調整に関する事 こと。
給水協力班		指名による	◎給水班の応援に関する事 こと。

次ページに続く

現行

風水害編
 第3章 災害応急対策計画
 第1節 災害応急活動体制
 災害対策本部 組織図

ページ
 風-27～31

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに分類に関する事 こと。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への 指示の割振りに関する事 こと
電話対応班			・市民等からの電話問合せ及び連絡受けに関す ること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関する事 こと。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に 関すること。 ・各班との調整に関する事 こと。
本部連絡員 班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関する事 こと。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関する事 こと。

次ページに続く

修 正 案

- 修正理由
- ・市の行政組織変更に伴う変更
 - ・対策班の事務分掌内容の変更
 - ・主担当事務の表記を修正

■各班共通事務

※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ◎所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ◎所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ◎所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ◎本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ◎本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

現 行

風水害編
第3章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制
災害対策本部 組織図

ページ
風-27～31

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

修正案			
修正理由 ・市の行政組織変更に伴う変更 ・対策班の事務分掌内容の変更 ・主担当事務の表記を修正			
■各対策班 ※ ◎は主担当			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関する事 ◎被災者支援の受入れ・調整に関する事。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	(略)
		課税課長	
		収税課長	
対策要員部 班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関する事。 ◎職員の健康管理に関する事。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、 渉外調整班 に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。
		人事課長	◎職員の動員に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ◎災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関する事。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。
		情報政策課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ◎ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。

次ページに続く

現行		ページ	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 災害対策本部 組織図		風-27～31	
■各対策班 ※ ◎は複数の課で担当する場合の主な担当			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	・ 義援金 ・寄附金の受入れに関する事。 ・被災者支援の受入れ・調整に関する事。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	(略)
		課税課長	
		収税課長	
対策要員部 班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関する事。 ◎職員の健康管理に関する事。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、 調整班 に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。
		人事課長	・職員の動員に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関する事。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。
		情報政策課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	(略)
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	(略)
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	(略)
		農政課長	
		みどり水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	(削除)	(削除)	(削除)
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	(略)
		清掃管理長	
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ◎放射性物質等のモニタリングに関すること。 ◎ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

現行

風水害編
 第3章 災害応急対策計画
 第1節 災害応急活動体制
 災害対策本部 組織図

ページ
 風-27～31

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	(略)
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	(略)
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	(略)
		農政課長	
		みどり水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
	PR推進室長	PR推進室長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	(略)
		清掃管理長	
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ◎放射性物質等のモニタリングに関すること。 ◎ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

土木班	土木部長	管理課長	◎河川・排水路等の復旧に関すること。 ・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路サービス課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	(略)
		用地課長	
下水道課長			

次ページに続く

現行

風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 災害対策本部 組織図	ページ 風-27～31
--	----------------

土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	(略)
		用地課長	
		下水道課長	

次ページに続く

修正案

- 修正理由
- ・市の行政組織変更に伴う変更
 - ・対策班の事務分掌内容の変更
 - ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地 区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	
		関宿地区土地 区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健 センター長	<ul style="list-style-type: none"> ◎応急医療救護及び助産に関すること。 ◎医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ◎被災者の健康管理に関すること。 ◎防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

現行

風水害編
第3章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制
災害対策本部 組織図

ページ
風-27～31

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地 区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	
		関宿地区土地 区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健 センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設・運営に関すること。 避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		子ども保育課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関すること。 福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	(略)
		人権・男女共同参画推進課長	(略)

次ページに続く

現行

風水害編
 第3章 災害応急対策計画
 第1節 災害応急活動体制
 災害対策本部 組織図

ページ
 風-27～31

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設・運営に関すること。 避難行動要支援者支援に関すること。 福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 災害救助法の適用に関すること。 災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		保育課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関すること。 福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	(略)
		人権・男女共同参画推進課長	(略)

次ページに続く

修正案

- 修正理由
- ・市の行政組織変更に伴う変更
 - ・対策班の事務分掌内容の変更
 - ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		生涯学習課長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		興風図書館長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
学校班	学校教育部長	学校教育課長	◎応急教育に関すること。 ◎児童、生徒等の安否確認に関すること。 ◎炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

現行

風水害編
第3章 災害応急対策計画
第1節 災害応急活動体制
災害対策本部 組織図

ページ
風-27～31

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
社教班	生涯学習部長	生涯学習課	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒の安否確認に関すること。
		指導課長	・炊出し協力業者との調整に関すること。 ・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

修 正 案			
修正理由 ・市の行政組織変更に伴う変更 ・対策班の事務分掌内容の変更 ・主担当事務の表記を修正			
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 会計管理者	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	◎救助に関すること。
		予防課長	◎消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	◎救急に関すること。
		消防署長	◎消防隊の運用及び指令に関すること。 ◎水防活動に関すること。 ◎自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	(略)
		工務課長	

現 行			ページ
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 災害対策本部 組織図			風-27～31
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 会計管理者	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・消防隊の運用及び指令に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	(略)
		工務課長	

修 正 案	
修正理由 最新の情報に修正	
第2 気象に関する情報の収集	
1. 気象情報等の収集 (略) 〈主な気象情報等の種類〉	
種 類	内 容
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけるため、又は警報や注意報の内容を補完するために発表。
記録的短時間大雨情報	現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害等の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするため、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 気象に関する情報の収集	ページ 風-32
第2 気象に関する情報の収集	
1. 気象情報等の収集 (略) 〈主な気象情報等の種類〉	
種 類	内 容
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけるため、又は警報や注意報の内容を補完するために発表。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
<h3>第3 被害情報の収集・報告</h3> <p>総括班は、市民からの通報や職員のパトロール等により被害情報を収集し、応急対策に活用する。</p> <p>また、浸水等の被害が解消した段階で、住家の被害調査を実施する。被害情報や被害調査の結果は、「千葉県危機管理情報共有要綱」等に基づき県等に報告を行う。</p> <p>対策の内容は、震災編第3章 第2節 第3「被害情報の収集・報告」を準用する。</p>

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 被害情報の収集・報告	ページ 風-34
<h3>第3 被害情報の収集・報告</h3> <p>総括班は、市民からの通報や職員のパトロール等により被害情報を収集し、応急対策に活用する。</p> <p>また、浸水等の被害が解消した段階で、住家の被害調査を実施する。被害情報や被害調査の結果は、「千葉県被害情報等報告要領」等に基づき県等に報告を行う。</p> <p>対策の内容は、震災編第3章 第2節 第3「被害情報の収集・報告」を準用する。</p>	

修 正 案

修正理由

対策班の事務分掌内容の変更

項 目	担 当	関係機関
第 1 自衛隊の災害派遣	涉外調整班、対策要員部班	
第 2 県・市町村等への要請	涉外調整班、対策要員部班	
第 3 消防の広域応援要請	涉外調整班、消火・救助班	
第 4 上水道・下水道事業者の相互応援	給水班、土木班	
第 5 応援の受入れ体制	対策要員部班	
第 6 広域避難の受入れ	総括班	

現 行

風水害編

第 1 章 総則

第 4 節 災害派遣・応援要請

ページ

風-36

項 目	担 当	関係機関
第 1 自衛隊の災害派遣	調整班、対策要員部班	
第 2 県・市町村等への要請	調整班、対策要員部班	
第 3 消防の広域応援要請	調整班、消火・救助班	
第 4 上水道・下水道事業者の相互応援	給水班、土木班	
第 5 応援の受入れ体制	対策要員部班	
第 6 広域避難の受入れ	総括班	

修正案

修正理由

水防計画修正のため

第4 水防活動

(略)

種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
(削除)	(削除)	(削除)

次ページに続く

現行

風水害編

第3章 災害応急対策計画

第5節 消防・救助救急・危険物等対策

第4 水防活動

ページ

風-38、39

第4 水防活動

(略)

種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
水防準備体制	<p>(始期)</p> <p>台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは、水防準備体制に入る。</p> <p>(1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。</p> <p>ア 水防活動用気象注意報</p> <p>イ 大雨注意報</p> <p>イ 水防活動用洪水注意報</p> <p>水防警報(準備)</p> <p>(終期)</p> <p>次の1項目以上の場合、水防準備体制を解除する。</p> <p>(1) 注意報が解除されたとき。</p> <p>(2) 指揮官が水防準備体制をとる必要がなくなったと認めたとき。</p> <p>(3) 水防準備体制から水防注意体制に入ったとき。</p>	<p>1. 人員配置</p> <p>災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表)</p> <p>2. 水防活動及び水防事業</p> <p>(1) 各関係機関との緊密な連絡を行い、常に正確な水防状況を把握しておく。</p> <p>(2) 市内河川の水位、雨量観測を行う。</p> <p>(3) 防災行政無線等情報伝達網の整備をする。</p> <p>(4) 市内の河川等の巡回出動ができるよう待機させる。</p>

次ページに続く

修正案

修正理由

水防計画修正のため

第4 水防活動

(略)

種別	配備時期	配備人員	水防配備体制と活動内容
水防注意体制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に、次の注意報の1項目以上が発表され、又は、水防管理者が必要と認めたとき。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報 ア 水防活動用気象注意報(大雨注意報) イ 水防活動用洪水注意報(洪水注意報) (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意情報(洪水注意報) (終期) 次の1項目以上が該当する場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防注意体制から水防警戒体制に入ったとき。	野田市水防体制分担表による	水防活動及び水防事務 (1) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。(以後各樋管管理者は操作規定により操作する。) (2) 必要に応じて市内、道路、河川等の巡回の準備をする。被害を認めた時は適切な処置をとる。 (3) 必要に応じて市内低地域の巡回を行い、被害を認めた時は適切な処置をとる。

次ページに続く

現行

風水害編

第3章 災害応急対策計画

第5節 消防・救助救急・危険物等対策

第4 水防活動

ページ

風-38、39

第4 水防活動

(略)

種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
水防注意体制	(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に次の注意報の1項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたときは、水防注意体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 ア 水防活動用気象注意報(大雨注意報) イ 水防活動用洪水注意報 (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫注意報(LV2)(本編第3章第2節参照)水防警報(出動) (終期) 次の1項目以上の場合は、水防注意体制を解除する。 (1) 注意報が解除されたとき。 (2) 指揮官が水防注意体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防準備体制から水防警戒体制に入ったとき。	1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員動員計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表) 2. 水防活動及び水防事務 (1) 前記水防準備体制による水防活動を続行する。 (2) 各水防施設管理者に対して樋管等の操作ができるように準備させる。 (以後、各樋管管理者は操作規定により操作する。) (3) 必要に応じて市内河川等の巡回の準備をする。被害を認めたときは適切な処置をとるとともに本部に連絡する。 (4) 必要に応じて市内低地域の巡回を行い被害を認めたときは適切な処置をとるとともに、本部に連絡する。

次ページに続く

修正案

修正理由

水防計画修正のため

第4 水防活動

(略)

種別	配備時期	配備人員	水防配備体制と活動内容
水防警戒体制	<p>(始期) 台風等の異常気象が認められた場合に、次の警報の1項目以上が発表され、又は、水防管理者が必要と認めたと き。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報 ア 水防活動用気象警報 (大雨警報) イ 水防活動用洪水警報 (洪水警報) (2) 水防法(第10条第2項)に基づく予報 ア 利根川・江戸川氾濫警戒情報(洪水警報) (3) 水位周知河川(利根運河)において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき。</p>	野田市水防体制分担表による	<p>水防活動及び水防事務 (1) 前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。 (2) 市内河川等の重要水防区域の巡視を行い、異常を認められた時は適切な処置をとる。 (3) 水防資機材の整備配置を確認する。 (4) 樋管等の適宜操作を行う。なお、樋管等を操作した場合は、内水について、警戒すること。</p>

次ページに続く

現行

風水害編

第3章 災害応急対策計画

第5節 消防・救助救急・危険物等対策

第4 水防活動

ページ

風-38、39

第4 水防活動

(略)

種別	配備時期	水防配備体制と活動内容
水防警戒体制	<p>(始期) 1. 台風等の異常気象が認められた場合は次の注意報の1項目以上が発表され、又は水防本部長が必要と認めたとときは警戒体制に入る。 (1) 気象業務法(第14条の2)に基づく予報で次のもの。 (本編第4章第1節参照) ア 水防活動用気象警報 (ア) 大雨警報 イ 水防活動用洪水警報 (2) 水防法(第10条の2)に基づくもの(本編第4章第2節参照) ア 利根川・江戸川洪水警報 (3) 水防法(第10条の2)に基づき行う水防警報 (本編第4章第2節参照)</p>	<p>1. 人員配置 災害対策本部配備体制別職員数計画表による。(野田市水防計画資料編第4章付図・付表) 2. 水防活動及び水防事務 (1) 前記「水防注意体制」による水防事務及び活動を続行する。 (2) 市内河川の重要水防区域の巡視を行い、異常を認められたときは適切処置をとると共に本部長並びに(県)現地指導班長に連絡する。 (3) 水防資機材の整備配置地を確認する。 (4) 樋管等の適宜操作を行う。なお、樋管等を操作した場合は、内水について警戒すること。</p>

次ページに続く

修 正 案

修正理由

水防計画修正のため

第 4 水防活動

種別	配 備 時 期	配備 人員	水防配備体制と活動内容
水 防 警 戒 体 制	<p>(4) 暴風・暴風雪・大雪警報 (5) 土砂災害警戒情報</p> <p>(終期) 次の 1 項目以上が該当する場合は、水防警戒体制を解除する。 (1) 警報が解除されたとき。 (2) 市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 (3) 水防警戒体制から非常配備体制に入ったとき。</p>	野田市 水防体制分 担表によ る	<p>(5) 道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。 (6) 水防活動を行った時は、その状態を正確に記録するとともに、現場写真を撮影する。 (7) 水防管理者の裁量により、人員配置を行い、市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。</p>

現 行

風水害編

第 3 章 災害応急対策計画

第 5 節 消防・救助救急・危険物等対策

第 4 水防活動

ページ

風-38、39

第 4 水防活動

種別	配 備 時 期	水防配備体制と活動内容
水 防 警 戒 体 制	<p>2. 台風等により、市内の一部に水害が発生した場合で指揮官が指示したとき。</p> <p>(終期) 1. 次に 1 項目以上の場合は水防警戒体制を解除する。 (1) 警報が解除され、又は市内の水害が回避され、指揮官が水防警戒体制をとる必要がなくなったと認めたとき。 2. 水防警戒体制から水防非常第 1 配備体制に入ったとき。</p>	<p>(5) 道路等浸水箇所の内水排除及び防疫活動を行う。 (6) 本部長の裁量により、人員配置を行い市内各水防団に重要水防区域を巡視させる。</p>

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
第 1 避難指示等
2. 避難情報等の伝達 (1) 市民等への伝達 広報班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、 エックス（旧ツイッター） 等により市民等に伝達する。

現 行	
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難指示等	ページ 風-43
第 1 避難指示等	
2. 避難情報等の伝達 (1) 市民等への伝達 広報班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、消防車、メール、 ツイッター 等により市民等に伝達する。	

修 正 案

修正理由

対策班の事務分掌内容の変更

項 目	担 当	関係機関
第 1 飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第 2 食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班、 渉外調整班	
第 3 生活必需品の供給	物資班	
第 4 物資の受入れ・管理	物資班、 渉外調整班	

現 行

風水害編

第 3 章 災害応急対策計画

第 8 節 生活救援

ページ

風-47

項 目	担 当	関係機関
第 1 飲料水の供給	被害調査班、給水班	
第 2 食料の供給	物資班、避難所班、市民情報班	
第 3 生活必需品の供給	物資班	
第 4 物資の受入れ・管理	物資班	

修 正 案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

項 目	担 当	関係機関
第 1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第 2 応急教育	学校班、市民情報班、 保健救護班、避難所班	
第 3 応急保育	要配慮者班	
第 4 社会教育施設の対 策	避難所班	
第 5 文化財の確認	避難所班	

現 行

風水害編

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 3 節 学校等における児童・生徒等の安全対策

ページ

風-53

項 目	担 当	関係機関
第 1 災害発生時の対応	学校班、要配慮者班	
第 2 応急教育	学校班、市民情報班、 保健救護班、避難所班	
第 3 応急保育	要配慮者班	
第 4 社会教育施設の対 策	社教班	
第 5 文化財の確認	社教班	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>野田市災害廃棄物処理計画は作成（平成 31 年 3 月）されたため修正</p>
<p>第 8 清掃・廃棄物処理</p> <hr/> <p>環境衛生班は、災害により流出した竹木、家財等の廃棄物が発生した場合は、「野田市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制を<u>確立して収集と処理を実施する。</u></p> <p>また、浸水によりトイレが使用できない場合は、公共施設等のトイレの利用や仮設トイレの設置を行い対処する。</p> <p>対策の内容は、震災編 第 3 章 第 17 節 第 2 「清掃・廃棄物処理」を準用する。</p>

現 行	
<p>風水害編</p> <p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 7 節 清掃・廃棄物・環境対策</p> <p>第 2 清掃・廃棄物処理</p>	<p>ページ</p> <p>風-5 7</p>
<p>第 9 清掃・廃棄物処理</p> <hr/> <p>環境衛生班は、災害により流出した竹木、家財等の廃棄物が発生した場合は、<u>処理計画を立案して</u>収集と処理を実施する。</p> <p>また、浸水によりトイレが使用できない場合は、公共施設等のトイレの利用や仮設トイレの設置を行い対処する。</p> <p>対策の内容は、震災編 第 3 章 第 17 節 第 2 「清掃・廃棄物処理」を準用する。</p>	

大規模事故編

修 正 案
修正理由 最新の情報に修正
第 1 配備体制
(略)
2. 情報収集・報告 防災安全課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、 原則、電子メール により消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

現 行	
大規模事故編 第 1 章 総則 第 2 節 大規模事故への体制 第 1 配備体制	ページ 大-2
第 1 配備体制	
(略)	
2. 情報収集・報告 防災安全課及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 県に報告できない場合又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、 ファクシミリ 等により消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。	

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
<h3>第3 応急対策計画</h3> <hr/> <p>4. 広報活動</p> <p>広報班は、総括班からの情報に基づき防災行政無線（固定系）、野田市安全安心メール、<u>エックス（旧ツイッター）</u>等により市民に周知する。また、ホームページ等で情報の提供を行う。</p> <p>生活支援班は、問合せ窓口を設置し相談活動を行う。</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第1節 放射性物質事故対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-10
<h3>第3 応急対策計画</h3> <hr/> <p>4. 広報活動</p> <p>広報班は、総括班からの情報に基づき防災行政無線（固定系）、野田市安全安心メール、<u>ツイッター</u>等により市民に周知する。また、ホームページ等で情報の提供を行う。</p> <p>生活支援班は、問合せ窓口を設置し相談活動を行う。</p>	

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
<h3>第3 応急対策計画</h3> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 応急活動体制 給水班及び総括班は、断水の状況に応じて必要な職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。 また、千葉県企業局、北千葉広域水道企業団等の関係機関と密接な連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 給水資機材、要員の確保 給水班及び総括班は、市の保有する給水資機材で不足する場合は、県企業局、その他水道事業体に対し、給水車、給水袋、給水人員の応援派遣を要請する。 また、給水要員は、本部長の命により各部から必要な人員を動員する。</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第2節 大規模断水対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-12
<h3>第3 応急対策計画</h3> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1. 応急活動体制 給水班及び総括班は、断水の状況に応じて必要な職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとる。 また、千葉県水道局、北千葉広域水道企業団等の関係機関と密接な連携を図る。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(2) 給水資機材、要員の確保 給水班及び総括班は、市の保有する給水資機材で不足する場合は、県水道局、その他水道事業体に対し、給水車、給水袋、給水人員の応援派遣を要請する。 また、給水要員は、本部長の命により各部から必要な人員を動員する。</p>	

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
<h3>第3 応急対策計画</h3> <hr/> <p>3. 災害広報等</p> <p>(1) コールセンターの設置</p> <p>電話対応班は、電話による市民等からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し、電話、必要な要員、対応マニュアル等を準備する。</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>広報班は、断水発生状況や給水活動の実施予定について、防災行政無線、ホームページへの掲載やメール、エックス（旧ツイッター）の配信等による広報活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第2節 大規模断水対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-13
<h3>第3 応急対策計画</h3> <hr/> <p>3. 災害広報等</p> <p>(1) コールセンターの設置</p> <p>電話対応班は、電話による市民等からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し、電話、必要な要員、対応マニュアル等を準備する。</p> <p>(2) 広報活動</p> <p>広報班は、断水発生状況や給水活動の実施予定について、防災行政無線、ホームページへの掲載やメール、ツイッターの配信等による広報活動を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
第3 応急対策計画
3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、 エックス（旧ツイッター） 等による広報活動を行う。

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第3節 大規模火災対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-16
第3 応急対策計画	
3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、 ツイッター 等による広報活動を行う。	

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
<h3>第3 応急対策計画</h3> <hr/> <p>3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、エックス（旧ツイッター）等による広報活動を行う。</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第5節 危険物等災害対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-20
<h3>第3 応急対策計画</h3> <hr/> <p>3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。</p>	

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
第3 応急対策計画
3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、 エックス（旧ツイッター） 等による広報活動を行う。

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第6節 航空機災害対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-21
第3 応急対策計画	
3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、 ツイッター 等による広報活動を行う。	

修 正 案
修正理由 名称変更に伴う修正
第3 応急対策計画
3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、 エックス（旧ツイッター） 等による広報活動を行う。

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第7節 鉄道災害対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-24
第3 応急対策計画	
3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、 ツイッター 等による広報活動を行う。	

修 正 案
修正理由 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称変更に伴う修正 ・ 現在の避難情報の内容に修正
<h3>第3 応急対策計画</h3> <hr/> <p>3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、エックス（旧ツイッター）等による広報活動を行う。</p> <p>4. 避難 総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示又は緊急安全確保を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。 また、野田警察署は、避難指示等及び避難誘導について協力するものとする。</p>

現 行	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第8節 道路災害対策計画 第3 応急対策計画	ページ 大-27
<h3>第3 応急対策計画</h3> <hr/> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。</p> <p>4. 避難 総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示又は緊急安全確保を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。 また、野田警察署は、避難勧告・指示等及び避難誘導について協力するものとする。</p>	

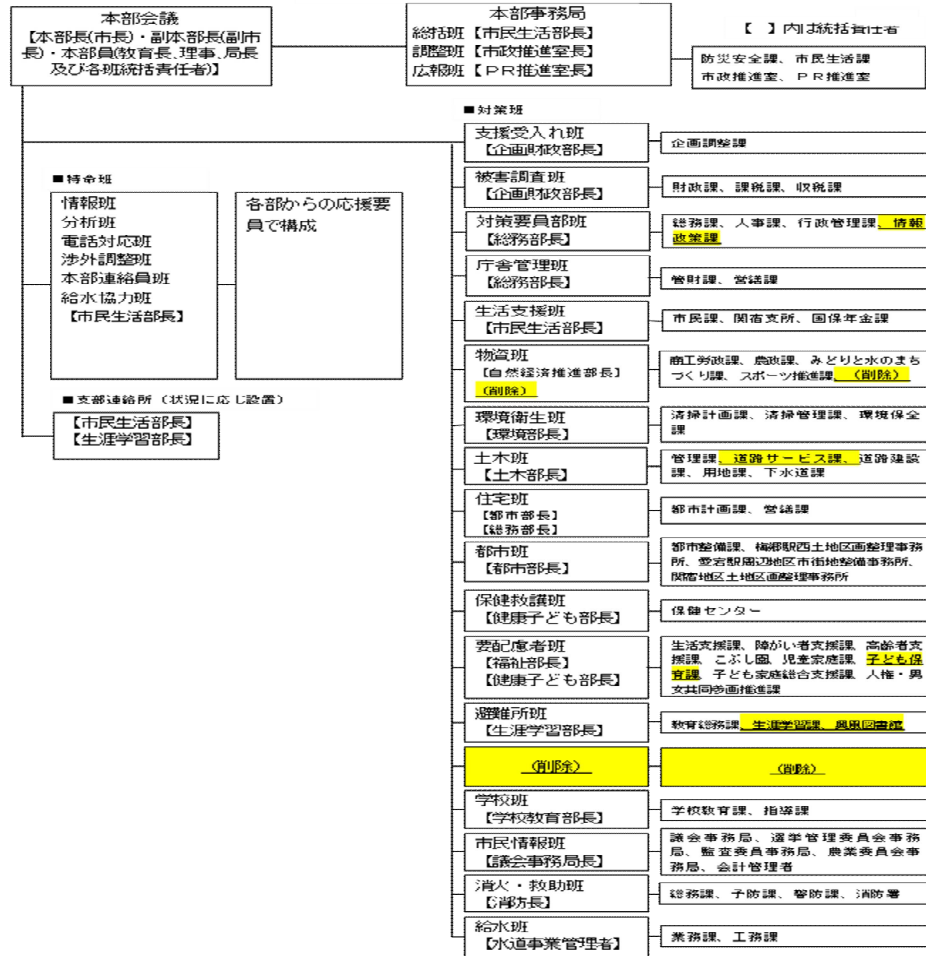
資料編

修 正 案

修正理由

市の行政組織変更に伴う変更

〈災害対策本部 組織図〉



現 行

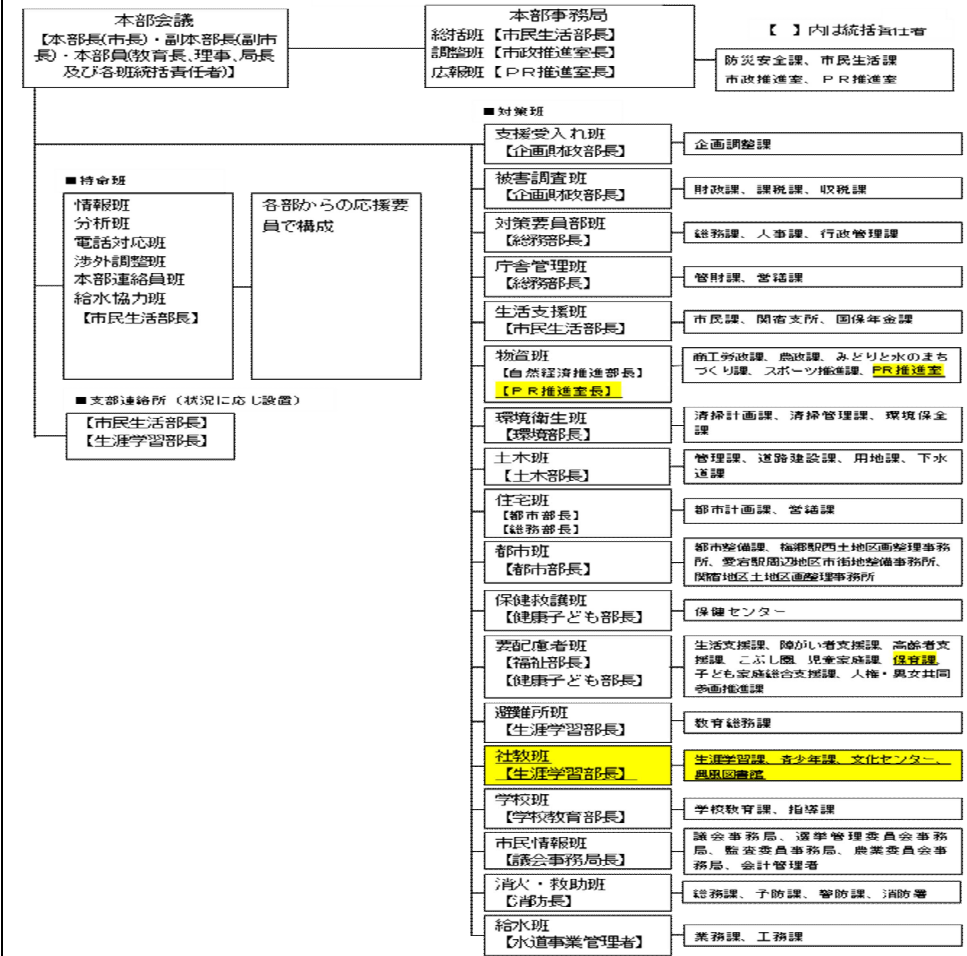
資料編

1 防災会議・災害対策本部
資料1-6 野田市災害対策本部組織図

ページ

資-8

〈災害対策本部 組織図〉



修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	◎災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ◎本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ◎国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ◎高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ◎防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	◎本部会議の記録に関すること。 ◎本部長、副本部長の秘書に関すること。 ◎災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。
広報班	PR推進室長	指名による	(略)

次ページに続く

現行

資料編
 1 防災会議・災害対策本部
 資料1-7 野田市災害対策本部事務分掌

ページ
 資-9~13

〈災害対策本部 所掌事務〉

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	市政推進室長	指名による	・本部会議の記録に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。 ・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。
広報班	PR推進室長	指名による	(略)

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

■特命班（各部からの応援要員で構成） ※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	◎災害情報の収集及び整理並びに分類に関する事 こと。
分析班		指名による	◎災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への 指示の割振りに関する事 こと
電話対応班			◎市民等からの電話問合せ及び連絡受けに関す ること（コールセンター）。 ◎電話等の設置及び運営に関する事 こと。
渉外調整班		指名による	◎県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援 要請及び連絡調整に関する事 こと。 ◎防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に 関すること。 ◎各班との調整に関する事 こと。
本部連絡員 班		指名による	◎本部事務局と各班との連絡調整に関する事 こと。
給水協力班		指名による	◎給水班の応援に関する事 こと。

次ページに続く

現行

資料編
 1 防災会議・災害対策本部
 資料1-7 野田市災害対策本部事務分掌

ページ
 資-9~13

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに分類に関する事 こと。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への 指示の割振りに関する事 こと
電話対応班			・市民等からの電話問合せ及び連絡受けに関す ること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関する事 こと。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に 関すること。 ・各班との調整に関する事 こと。
本部連絡員 班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関する事 こと。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関する事 こと。

次ページに続く

修正案

- 修正理由
- ・市の行政組織変更に伴う変更
 - ・対策班の事務分掌内容の変更
 - ・主担当事務の表記を修正

■各班共通事務

※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ◎所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ◎所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ◎所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ◎本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ◎本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

現行

- 資料編
- 1 防災会議・災害対策本部
資料1-7 野田市災害対策本部事務分掌

ページ
資-9~13

■各班共通事務

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

■各対策班 ※ ◎は主担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	◎支援金・寄附金の受入れに関する事 ◎被災者支援の受入れ・調整に関する事。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	(略)
		課税課長	
		収税課長	
対策要員部 班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関する事。 ◎職員の健康管理に関する事。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、 渉外調整班 に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。
		人事課長	◎職員の動員に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ◎災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関する事。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。
		情報政策課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ◎ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。

次ページに続く

現行

資料編
 1 防災会議・災害対策本部
 資料1-7 野田市災害対策本部事務分掌

ページ
 資-9~13

■各対策班 ※ ◎は複数の課で担当する場合の主な担当

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
支援受入れ班	企画財政部長	企画調整課長	・ 義援金 ・寄附金の受入れに関する事。 ・被災者支援の受入れ・調整に関する事。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	(略)
		課税課長	
		収税課長	
対策要員部 班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関する事。 ◎職員の健康管理に関する事。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎各班の不足人数を取りまとめ、 調整班 に報告する。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。
		人事課長	・職員の動員に関する事。 ・職員の安否確認に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関する事。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関する事。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関する事。 ・ 庁内基幹システムの機能確保に関する事。

次ページに続く

修正案

修正理由			
<ul style="list-style-type: none"> ・市の行政組織変更に伴う変更 ・対策班の事務分掌内容の変更 ・主担当事務の表記を修正 			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	(略)
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	(略)
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	(略)
		農政課長	
		みどり水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
		(削除)	
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	(略)
		清掃管理長	
		環境保全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ◎放射性物質等のモニタリングに関すること。 ◎ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

現行

資料編			ページ
1 防災会議・災害対策本部			資-9～13
資料1-7 野田市災害対策本部事務分掌			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
庁舎管理班	総務部長	管財課長	(略)
		営繕課長	
生活支援班	市民生活部長	市民課長	(略)
		関宿支所長	
		国保年金課長	
物資班	自然経済推進部長	商工労政課長	(略)
		農政課長	
		みどり水のまちづくり課長	
		スポーツ推進課長	
		P R 推進室長	
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	(略)
		清掃管理長	
		環境保全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ◎放射性物質等のモニタリングに関すること。 ◎ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

土木班	土木部長	管理課長	◎河川・排水路等の復旧に関すること。 ・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路サービス課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	(略)
		用地課長	
下水道課長			

次ページに続く

現行

資料編
 1 防災会議・災害対策本部
 資料1-7 野田市災害対策本部事務分掌

ページ
 資-9～13

土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	(略)
		用地課長	
		下水道課長	

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地 区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	
		関宿地区土地 区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健 センター長	<ul style="list-style-type: none"> ◎応急医療救護及び助産に関すること。 ◎医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ◎被災者の健康管理に関すること。 ◎防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

現行

資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料1-7 野田市災害対策本部事務分掌	ページ 資-9~13
---	---------------

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	(略)
		営繕課長	
都市班	都市部長	都市整備課長	(略)
		梅郷駅西土地 区画整理事務所長	
		愛宕駅周辺地区市 街地整備事務所長	
		関宿地区土地 区画整理事務所長	
保健救護班	健康こども部長	保健 センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること。

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設・運営に関すること。 避難行動要支援者支援に関すること。 ◎福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ◎災害救助法の適用に関すること。 ◎災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ◎災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		子ども保育課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関すること。 福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	(略)
		人権・男女共同参画推進課長	(略)

次ページに続く

現行

資料編
 1 防災会議・災害対策本部
 資料1-7 野田市災害対策本部事務分掌

ページ
 資-9~13

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
要配慮者班	福祉部長 健康子ども部長	生活支援課長	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設・運営に関すること。 避難行動要支援者支援に関すること。 福祉関係団体及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 災害救助法の適用に関すること。 災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	(略)
		高齢者支援課長	(略)
		こぶし園長	(略)
		児童家庭課長	(略)
		保育課長	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者支援に関すること。 福祉避難所の開設・運営に関すること。 ◎応急保育に関すること。
		子ども家庭総合支援室	(略)
		人権・男女共同参画推進課長	(略)

次ページに続く

修正案

修正理由
 ・市の行政組織変更に伴う変更
 ・対策班の事務分掌内容の変更
 ・主担当事務の表記を修正

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		生涯学習課長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
		興風図書館長	・指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ・避難者全体の把握に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
学校班	学校教育部長	学校教育課長	◎応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒等の安否確認に関すること。 ◎炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

現行

資料編
 1 防災会議・災害対策本部
 資料1-7 野田市災害対策本部事務分掌

ページ
 資-9~13

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。
社教班	生涯学習部長	生涯学習課	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒の安否確認に関すること。 ・炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。

次ページに続く

修 正 案			
修正理由 <ul style="list-style-type: none"> ・市の行政組織変更に伴う変更 ・対策班の事務分掌内容の変更 ・主担当事務の表記を修正 			
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 会計管理者	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	◎救助に関すること。
		予防課長	◎消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	◎救急に関すること。
		消防署長	◎消防隊の運用及び指令に関すること。 ◎水防活動に関すること。 ◎自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	(略)
		工務課長	

現 行			
資料編 1 防災会議・災害対策本部 資料 1-7 野田市災害対策本部事務分掌		ページ 資-9～13	
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 会計管理者	(略)
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・消防隊の運用及び指令に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	(略)
		工務課長	

修 正 案
修正理由 令和4年度規則見直しに伴う修正
目 次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 自主防災組織資機材等補助金（第3条－第13条） 第3章 自主防災組織等活動補助金（第14条－第24条） 第4章 雑則（第25条） 附則 第1章 総 則 （目 的） 第1条 この規則は、自主防災組織及び準自主防災組織（以下「自主防災組織等」という。）に対し、予算の範囲内において、防災活動を行う上で必要な資材、機具等（以下「資機材等」という。）の整備に要する費用及び防災活動について補助金を交付し、もって自主防災組織等の育成及び防災体制の充実を図ることを目的とする。 （定 義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自主防災組織 地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成した組織であって、市長に結成の届出をしているものをいう。 (2) 準自主防災組織 前号の規定による届出をしていないが、自主防災組織に準ずる組織をいう。 (3) 防災活動 次に掲げる活動をいう。 ア 防災訓練 初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援等の訓練をいう。
次ページに続く

現 行	
資料編 2 自主防災 資料2-1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則	ページ 資-14～18
目 次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 自主防災組織資機材等補助金（第3条－第13条） 第3章 自主防災組織活動補助金（第14条－第24条） 第4章 雑則（第25条） 附則 第1章 総 則 （目 的） 第1条 この規則は、自主防災組織に対し、予算の範囲内において、防災活動を行う上で必要な資材、機具等（以下「資機材等」という。）の整備及び防災活動に必要な経費について補助金を交付し、もって自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図ることを目的とする。 （定 義） 第2条 この規則において、「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成する組織をいう。	
次ページに続く	

修 正 案
<p>修正理由</p> <p>令和4年度規則見直しに伴う修正</p>
<p>イながら防災訓練 自治会等の行事に合わせて行う防災訓練をいう。</p> <p>ウ 防災・減災に係る図上訓練 地図、図面等を用いて災害対策を検討する訓練をいう。</p> <p>エ 避難所運営委員会活動 避難所運営委員会の会議等に参加する活動をいう。</p> <p>オ 資機材等の点検 自主防災組織が所有する防災活動に必要な資機材等を常に良好な状態で使用できるよう維持管理することをいう。</p> <p>第2章 自主防災組織資機材等補助金 (資機材等補助金)</p> <p>第3条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の整備に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。 (削除)</p> <p>(資機材等補助金の額等)</p> <p>第4条 資機材等補助金の区分、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 資機材等の整備(1回目)に係る資機材等補助金の交付は、1の自主防災組織につき1回に限るものとする。</p> <p>3 資機材等の整備(2回目)に係る資機材等補助金の交付は、一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けていない場合であって、資機材等の整備(1回目)の交付を受けた日から5年を経過した日以後に、1の自主防災組織につき1回に限るものとする。</p>
<p>次ページに続く</p>

現 行	
<p>資料編</p> <p>2 自主防災</p> <p>資料2-1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則</p>	<p>ページ</p> <p>資-14~18</p>
<p>第2章 自主防災組織資機材等補助金 (資機材等補助金)</p> <p>第3条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の整備に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、資機材等補助金の交付は、1の自主防災組織につき1回に限るものとする。</p> <p>2 資機材等の種類は、消火器、担架、救急薬品その他市長が必要と認めるものとする。</p> <p>(資機材等補助金の額等)</p> <p>第4条 資機材等補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。 (平27規則49・全改)</p>	
<p>次ページに続く</p>	

修 正 案	
修正理由	令和4年度規則見直しに伴う修正
(略)	
(交付の決定等)	
第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。	
(略)	
第3章 自主防災組織等活動補助金 (活動補助金)	
第14条 市長は、防災活動を行った自主防災組織等に対し、活動補助金を交付することができる。	
(活動補助金の額)	
第15条 活動補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、1年度につき1回に限り、別表第3に規定する運営補助額を加算することができる。	
(交付の申請)	
第16条 活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織等は、野田市自主防災組織等活動補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。	
(交付の決定等)	
第17条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織等活動補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。	
次ページに続く	

現 行	
資料編 2 自主防災 資料2-1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則	ページ 資-14~18
(略)	
(交付の決定等)	
第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付(不交付)決定通知書により前条の自主防災組織に通知するものとする。	
(略)	
第3章 自主防災組織活動補助金 (活動補助金)	
第14条 市長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金(以下「活動補助金」という。)を交付することができる。ただし、活動補助金の交付は、1度につき1回に限るものとする。	
(活動補助金の額)	
第15条 活動補助金の額は、200円に自主防災組織を構成する世帯の数(以下「構成世帯数」という。)を乗じて得た額以内の額とする。	
(交付の申請)	
第16条 活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織活動補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。	
(交付の決定等)	
第17条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金交付(不交付)決定通知書により前条の自主防災組織に通知するものとする。	
次ページに続く	

修 正 案	
修正理由	令和4年度規則見直しに伴う修正
<p>(交付の条件)</p> <p>第18条 市長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。</p> <p>(1) 自主防災組織等の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。</p> <p>(2) 防災活動を実施すること</p> <p>(変更の申請)</p> <p>第19条 第17条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織等(以下「活動補助金交付団体」という。)は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織等活動補助金変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(交付の承認)</p> <p>第20条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織等活動補助金変更承認(不承認)通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第21条 活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災活動が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織等活動補助金実績報告書に参加者を確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(活動補助金の額の確定)</p> <p>第22条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、活動補助金の額を確定し、野田市自主防災組織等活動補助金交付額確定通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。</p> <p>(活動補助金の交付)</p> <p>第23条 前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織等活動補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。</p>	

次ページに続く

現 行	
資料編	ページ
2 自主防災	
資料2-1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則	資-14~18
<p>(交付の条件)</p> <p>第18条 市長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。</p> <p>(1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。</p> <p>(2) 防災訓練を実施すること。</p> <p>(変更の申請)</p> <p>第19条 第17条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織(以下「活動補助金交付団体」という。)は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織活動補助金変更申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。</p> <p>(変更の承認)</p> <p>第20条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金変更承認(不承認)通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第21条 活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災訓練が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織活動補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(活動補助金の額の確定)</p> <p>第22条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、活動補助金の額を確定し、野田市自主防災組織活動補助金交付額確定通知書により活動補助金交付団体に通知するものとする。</p> <p>(活動補助金の交付)</p> <p>第23条 前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織活動補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。</p>	

次ページに続く

修正案

修正理由

令和4年度規則見直しに伴う修正

別表第1(第4条第1項)

区分	補助対象経費	補助金の額
資機材等の整備 (1回目)	消火器、担架その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、200,000円に、1,800円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。
資機材等の整備 (2回目)	整備に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、100,000円に、900円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

別表第2(第15条)

防災活動の内容	活動補助金の額
防災訓練 初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援等のうち2種類以下の訓練を実施した場合	200円×参加人数(1年度につき2回目以降の参加者は、算定しないものとする。)
初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導、被災者支援等のうち3種類以上の訓練を実施した場合	250円×参加人数(1年度につき2回目以降の参加者は、算定しないものとする。)
ながら防災訓練	100円×参加人数(1年度につき2回目以降の参加者は、算定しないものとする。)
防災・減災に係る図上訓練	300円×参加人数

次ページに続く

現行

資料編

2 自主防災
資料2-1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則

ページ

資-14~18

別表(第4条)

補助対象経費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、200,000円に、1,500円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

次ページに続く

修 正 案	
修正理由	
令和4年度規則見直しに伴う修正	
防災活動の内容	活動補助金の額
避難所運営委員会活動	250円×参加人数
資機材等の点検	1回につき5,000円(1年度につき2回までに限る。)
別表第3(第15条)	
自主防災組織等の加入世帯数	運営補助額
50世帯以下	5,000円
51世帯以上100世帯以下	10,000円
101世帯以上150世帯以下	15,000円
151世帯以上200世帯以下	20,000円
201世帯以上250世帯以下	25,000円
251世帯以上300世帯以下	30,000円
301世帯以上350世帯以下	35,000円
351世帯以上400世帯以下	40,000円
401世帯以上450世帯以下	45,000円
451世帯以上	50,000円

現 行	
資料編	ページ
2 自主防災	
資料2-1 野田市自主防災組織育成補助金交付規則	資-14~18

修正案

修正理由

最新の組織一覧に修正

○野田市自主防災組織一覧

令和6年1月1日現在

地区		組織名	結成年月日
関宿北部	1 ～ 9	(略)	(略)
	10	ひばり自治会防災組織	令和4年11月1日
関宿中部	11	親野井1自主防災会	平成8年3月1日
	12	親野井2自主防災会	平成21年2月5日
	13	柏寺自治会自主防災会	平成23年5月25日
	14	桐ヶ作1自治会自主防災会	平成19年5月30日
	15	桐ヶ作2自治会自主防災会	平成19年5月30日
	16	古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日
	17	古布内表自主防災会	平成12年2月18日
	18	古布内高倉自主防災会	平成25年5月23日
	19	古布内高倉南自治会防災会	平成17年9月16日
	20	古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日
	21	古布内山坪中央自治会防災会	平成21年6月1日
	22	古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年9月29日
	23	古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日
	24	古布内山坪第三自治会自主防災会	平成25年4月1日
	25	古布内山坪第五自治会自主防災会	平成19年10月9日
	26	古布内山坪第六自治会自主防災会	平成20年5月30日
	27	中戸自主防災会	平成9年3月16日
	28	次木自治会自主防災会	平成14年1月27日
	29	次木2自治会自主防災会	平成21年11月20日
	30	次木3自治会自主防災会	平成23年12月15日
	31	西高野自治会防災会	平成24年7月9日
	32	新田戸自治会自主防災会	平成23年4月19日
	33	東高野自治会自主防災会	平成10年2月15日
	34	東高野みどりヶ丘自主防災会	平成10年2月15日
	35	ひがし台自主防災会	平成8年3月1日
	36	東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年9月28日
	37	東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年9月28日
	38	東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年9月28日
	39	東宝珠花下2自治会自主防災会	平成23年9月28日
	40	平井自主防災会	平成11年3月1日

次ページに続く

現行

資料編

2 自主防災
資料2-2 野田市自主防災組織一覧

ページ

資-19～23

○野田市自主防災組織一覧

令和2年4月1日現在

地区		組織名	結成年月日
関宿北部	1 ～ 9	(略)	(略)
	10	親野井1自主防災会	平成8年3月1日
関宿中部	11	親野井2自主防災会	平成21年2月5日
	12	柏寺自治会自主防災会	平成23年5月25日
	13	桐ヶ作1自治会自主防災会	平成19年5月30日
	14	桐ヶ作2自治会自主防災会	平成19年5月30日
	15	古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日
	16	古布内表自主防災会	平成12年2月18日
	17	古布内高倉自主防災会	平成25年5月23日
	18	古布内高倉南自治会防災会	平成17年9月16日
	19	古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日
	20	古布内山坪中央自治会防災会	平成21年6月1日
	21	古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年9月29日
	22	古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日
	23	古布内山坪第三自治会自主防災会	平成25年4月1日
	24	古布内山坪第五自治会自主防災会	平成19年10月9日
	25	古布内山坪第六自治会自主防災会	平成20年5月30日
	26	中戸自主防災会	平成9年3月16日
	27	次木自治会自主防災会	平成14年1月27日
	28	次木2自治会自主防災会	平成21年11月20日
	29	次木3自治会自主防災会	平成23年12月15日
	30	西高野自治会防災会	平成24年7月9日
	31	新田戸自治会自主防災会	平成23年4月19日
	32	東高野自主防災会	平成10年2月15日
	33	東高野みどりヶ丘自主防災会	平成10年2月15日
	34	ひがし台自主防災会	平成8年3月1日
	35	東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年9月28日
	36	東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年9月28日
	37	東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年9月28日
	38	東宝珠花下2自治会自主防災会	平成23年9月28日
	39	平井自主防災会	平成11年3月1日

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組織名	結成年月日
関宿南部	41	新宿団地自主防災会	平成18年4月10日
	42	新宿自治会自主防災会	平成18年11月9日
	43	飯塚自主防災会	平成10年2月15日
	44	内野堤根自治会防災会	平成26年6月19日
	45	大山自主防災会	平成15年12月16日
	46	岡田自治会自主防災組織	平成22年7月20日
	47	上納谷自治会防災会	平成27年4月1日
	48	鴻ノ巣防災会	平成26年3月9日
	49	小作自主防災会	平成12年2月18日
	50	小林住宅団地防災会	平成17年4月6日
	51	志部前堀自主防災会	平成9年3月16日
	52	メ切自治会防災会	平成26年6月11日
	53	下根自主防災会	平成8年3月1日
	54	砂南自治会自主防災会	平成11年3月1日
	55	高倉自治会防災会	平成26年4月1日
	56	出洲自治会防災会	平成26年6月11日
	57	羽貫2自主防災会	平成19年4月3日
	58	羽貫3自治会防災会	平成24年7月1日
	59	ひまわり自治会防災会	平成23年5月1日
	60	前村自治会防災会	平成26年4月1日
61	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日	
62	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月9日	
63	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日	
64	武者土自治会防災会	平成26年6月16日	
65	山の内自治会自主防災会	平成17年8月1日	
川間	66	(略)	(略)
	7		
	81		

次ページに続く

現行

資料編

2 自主防災

資料2-2 野田市自主防災組織一覧

ページ

資-19~23

地区		組織名	結成年月日
関宿南部	40	新宿団地自主防災会	平成18年4月10日
	41	新宿自治会自主防災会	平成18年11月9日
	42	飯塚自主防災会	平成10年2月15日
	43	内野堤根自治会防災会	平成26年6月19日
	44	大山自主防災会	平成15年12月16日
	45	岡田自治会自主防災組織	平成22年7月20日
	46	上納谷自治会防災会	平成27年4月1日
	47	鴻ノ巣防災会	平成26年3月9日
	48	小作自主防災会	平成12年2月18日
	49	小林住宅団地防災会	平成17年4月6日
	50	志部前堀自主防災会	平成9年3月16日
	51	メ切自治会防災会	平成26年6月11日
	52	下根自主防災会	平成8年3月1日
	53	砂南区自主防災会	平成11年3月1日
	54	高倉自治会防災会	平成26年4月1日
	55	出洲自治会防災会	平成26年6月11日
	56	羽貫2自主防災会	平成19年4月3日
	57	羽貫3自治会防災会	平成24年7月1日
	58	ひまわり自治会防災会	平成23年5月1日
	59	前村自治会防災会	平成26年4月1日
60	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日	
61	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月9日	
62	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日	
63	武者土自治会防災会	平成26年6月16日	
64	山の内自治会自主防災会	平成17年8月1日	
川間	65	(略)	(略)
	7		
	80		

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区	組織名	結成年月日
北部	82 岩名1区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	83 岩名2区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84 岩名3区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	85 岩名4区自治会自主防災会	平成20年4月8日
	86 岩名第五区自治会自主防災委員会	平成18年9月21日
	87 岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年7月2日
	88 岩名一丁目町内会自主防災会	平成10年6月23日
	89 岩名二丁目町内会防災会	平成18年1月26日
	90 春日町第一自治会自主防災会	平成21年6月17日
	91 春日町第二自治会自主防災会	平成21年6月19日
	92 春日町第三自治会自主防災会	平成18年7月7日
	93 川間住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	94 光葉町自治会防災会	平成24年7月1日
	95 五木自治会防災会	平成8年3月19日
	96 七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	97 七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日
	98 七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日
	99 七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日
	100 七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日
	101 七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日
	102 ファミール7自治会自主防災会	平成8年5月22日
103 蕃昌区自治会自主防災会	平成20年5月14日	
104 谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日	
105 吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日	
106 谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日	
107 谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日	
108 谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日	
109 谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日	
110 谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日	

次ページに続く

現行

資料編

2 自主防災

資料2-2 野田市自主防災組織一覧

ページ

資-19~23

地区	組織名	結成年月日
北部	81 岩名1区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	82 岩名2区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	83 岩名3区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84 岩名4区自治会自主防災会	平成20年4月8日
	85 岩名第五区自治会自主防災委員会	平成18年9月21日
	86 岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年7月2日
	87 岩名一丁目町内会自主防災会	平成10年6月23日
	88 岩名二丁目町内会防災会	平成18年1月26日
	89 春日町第一自治会自主防災会	平成21年6月17日
	90 春日町第二自治会自主防災会	平成21年6月19日
	91 春日町第三自治会自主防災会	平成18年7月7日
	92 川間住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	93 光葉町自治会防災会	平成24年7月1日
	94 五木自治会防災会	平成8年3月19日
	95 七光住宅自治会自主防災会	平成8年5月22日
	96 七光台第1自治会自主防災会	平成8年5月22日
	97 七光台第3自治会自主防災会	平成8年5月22日
	98 七光台第4自治会自主防災会	平成8年5月22日
	99 七光台第5自治会自主防災会	平成8年5月22日
	100 七光台第6自治会自主防災会	平成8年5月22日
	101 ファミール7自治会自主防災会	平成8年5月22日
102 蕃昌区第1自治会自主防災会	平成20年5月20日	
103 蕃昌区第2自治会自主防災会	平成20年5月20日	
104 蕃昌区第3自治会自主防災会	平成20年5月20日	
105 蕃昌区第4自治会自主防災会	平成20年5月14日	
106 蕃昌区第5自治会自主防災会	平成20年5月23日	
107 谷津自治会自主防災会	平成18年1月12日	
108 吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日	
109 谷吉区第1自治会自主防災会	平成26年3月30日	
110 谷吉区第2自治会自主防災会	平成26年3月30日	
111 谷吉区第3自治会自主防災会	平成26年3月30日	
112 谷吉区第4自治会自主防災会	平成26年3月30日	
113 谷吉区第5自治会自主防災会	平成26年3月30日	

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組織名	結成年月日
	111 ～ 136	(略)	(略)
中央	137	太子堂第4自治会防災会	平成8年2月15日
	138	太子堂第5自治会防災会	平成27年4月21日
	139	堤台第1自治会防災会	平成28年1月27日
	140	堤台第2自治会自主防災会	平成28年1月19日
	141	堤台第3自治会自主防災会	平成28年1月19日
	142	つつみ野自治会防災会	平成23年6月1日
	143	仲町区第1自治会防災会	平成27年5月24日
	144	仲町区第2自治会防災会	平成27年5月24日
	145	仲町区第3自治会防災会	平成27年5月24日
	146	仲町区第4自治会防災会	平成27年5月24日
	147	仲町区第5自治会防災会	平成27年5月24日
	148	中野台第1自治会自主防災会	平成21年4月23日
	149	中野台第4自治会自主防災会	平成10年11月10日
	150	中野台第9防災会	平成12年7月26日
	151	中野台第10自治会自主防災会	令和5年4月1日
152	野田桜の里四季のまちI防災会	平成25年12月1日	
153	ほのぼの自治会自主防災会	平成28年1月24日	
	154 ～ 166	(略)	(略)
東部	167	宮崎第一自治会防災会	令和5年7月21日
	168	宮崎第3防災会	平成8年2月19日
	169	宮崎第5自治会自主防災組織	平成28年9月1日
	170	目吹4区自治会防災会	平成10年3月31日
	171	柳沢第1自治会自主防災会	平成10年9月8日
	172	柳沢第2自治会自主防災会	平成9年5月6日
	173	柳沢第5自治会防災会	平成30年4月15日
	174	柳沢第3・第8自主防災会	平成10年9月9日
175	横内自治会防災会	平成29年4月1日	

次ページに続く

現行

資料編

2 自主防災
資料2-2 野田市自主防災組織一覧

ページ

資-19～23

地区		組織名	結成年月日
	114 ～ 139	(略)	(略)
中央	140	太子堂第4防災会	平成8年2月15日
	141	太子堂第5自治会防災会	平成27年4月21日
	142	堤台第1自治会防災会	平成28年1月27日
	143	堤台第2自治会防災会	平成28年1月19日
	144	堤台第3自治会防災会	平成28年1月19日
	145	つつみ野自治会防災会	平成23年6月1日
	146	仲町区第1自治会防災会	平成27年5月24日
	147	仲町区第2自治会防災会	平成27年5月24日
	148	仲町区第3自治会防災会	平成27年5月24日
	149	仲町区第4自治会防災会	平成27年5月24日
	150	仲町区第5自治会防災会	平成27年5月24日
	151	中野台第1自治会自主防災会	平成21年4月23日
	152	中野台第4自治会自主防災会	平成10年11月10日
	153	中野台第9防災会	平成12年7月26日
	154	野田桜の里四季のまちI防災会	平成25年12月1日
155	ほのぼの自治会自主防災会	平成28年1月24日	
	156 ～ 176	(略)	(略)
東部		(略)	(略)

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組織名	結成年月日
	176 ～ 186	(略)	(略)
南部	187	桜台自主防災会	平成 19 年 6 月 19 日
	188	里区自治会自主防災会	平成 17 年 4 月 1 日
	189	宿防災会	平成 28 年 4 月 17 日
	190	新花井自治会防災会	平成 29 年 4 月 23 日
	191	大成防災会	平成 18 年 3 月 27 日
	192	チサンマンション野田自主防災会	平成 19 年 6 月 19 日
	193	堤根自治会自主防災会	平成 8 年 2 月 14 日
	194	東和リバーサイド野田防災会	平成 10 年 9 月 24 日
	195	中地自治会防災会	平成 31 年 4 月 1 日
	196	西大和田第二自治会防災会	平成 25 年 8 月 30 日
	197	西大和田第三自治会自主防災会	平成 24 年 10 月 4 日
	198	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成 25 年 6 月 15 日
	199	花井自治会自主防災組織	平成 31 年 4 月 7 日
	200	花井東自治会自主防災組織	平成 29 年 5 月 29 日
	201	東大崎自治会自主防災会	平成 18 年 7 月 7 日
	202	東新田自治会自主防災会	平成 20 年 8 月 8 日
	203	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成 19 年 6 月 25 日
	204	松ヶ丘地区防災会	平成 8 年 2 月 19 日
	205	山崎新田第一自治会自主防災会	平成 18 年 6 月 5 日
206	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成 17 年 8 月 1 日	
207	山崎団地自治会自主防災会	平成 22 年 6 月 9 日	
208	やまばと会防災会	平成 24 年 7 月 10 日	
209	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成 25 年 5 月 1 日	
210	若葉台自治会自主防災会	平成 21 年 3 月 3 日	
211	オオソラモ自主防災会	令和 3 年 12 月 3 日	

次ページに続く

現行

資料編

2 自主防災

資料 2-2 野田市自主防災組織一覧

ページ

資-19～23

地区		組織名	結成年月日
	177 ～ 187	(略)	(略)
南部	188	桜台自主防災会	平成 19 年 6 月 25 日
	189	里区自治会自主防災会	平成 17 年 4 月 1 日
	190	宿防災会	平成 28 年 4 月 17 日
	191	新花井自治会防災会	平成 29 年 4 月 23 日
	192	大成防災会	平成 18 年 3 月 27 日
	193	チサンマンション野田自主防災会	平成 19 年 6 月 19 日
	194	堤根自治会自主防災会	平成 8 年 2 月 14 日
	195	東和リバーサイド野田防災会	平成 10 年 9 月 24 日
	196	中地自治会防災会	平成 31 年 4 月 1 日
	197	西大和田第二自治会防災会	平成 25 年 8 月 30 日
	198	西大和田第三自治会自主防災会	平成 24 年 10 月 4 日
	199	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成 25 年 6 月 15 日
	200	花井自治会自主防災組織	平成 31 年 4 月 7 日
	201	花井東自治会自主防災組織	平成 29 年 5 月 29 日
	202	東大崎自治会自主防災会	平成 18 年 7 月 7 日
	203	東新田自治会自主防災会	平成 20 年 8 月 8 日
	204	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成 19 年 6 月 25 日
	205	松ヶ丘地区防災会	平成 8 年 2 月 19 日
	206	山崎新田第一自治会自主防災会	平成 18 年 6 月 5 日
207	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成 17 年 8 月 1 日	
208	山崎団地自治会自主防災会	平成 22 年 6 月 9 日	
209	やまばと会防災会	平成 24 年 7 月 10 日	
210	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成 25 年 5 月 1 日	
211	若葉台自治会自主防災会	平成 21 年 3 月 3 日	
212	オオソラモ自主防災会	令和 3 年 12 月 3 日	

次ページに続く

修 正 案

修正理由

最新の組織一覧に修正

地区		組 織 名	結成年月日
福田	212	下町自主防災会	平成9年4月28日
	213	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	214	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	215	灰毛自治会防災会	平成8年3月19日
	216	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
	217	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	218	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	219	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	220	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	221	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
合計		221組織	

現 行

資料編

2 自主防災

資料2-2 野田市自主防災組織一覧

ページ

資-19~23

地区		組 織 名	結成年月日
福田	213	下町自主防災会	平成9年4月28日
	214	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	215	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	216	灰毛自治会	平成8年3月19日
	217	二ツ塚自治会防災会	令和元年10月17日
	218	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	219	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	220	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	221	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
	222	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
合計		222組織	

修正案

修正理由

最新の設置場所一覧に修正

○野田市防災行政無線設置場所一覧

令和6年3月31日現在

番号	設置場所	所在地（野田市）
(略)		
23	なみき四丁目公園	なみき四丁目7-1
(略)		

現行

資料編

3 情報連絡

資料3-3 野田市防災行政無線設置場所一覧

ページ

資-31

○野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
(略)		
23	親野井会館跡前	親野井134-2
(略)		

修正案

修正理由
最新の設置場所一覧に修正

○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

令和6年1月1日現在

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
(略)		
39	グループホームほっと（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 310
40	グループホームぱーる（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 304
41	かりんず（合資会社三姫）	野田市清水 434-42
42	希の芽（社会福祉法人野田目吹会）	野田市 <u>三ツ堀 265-1</u>
43	グループホームかえで（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ヶ瀬 4011-5
44	ケアホームしいのき（社会福祉法人いちいの会）	野田市中里 252-14
	(削除)	(削除)
45	ケアホームポブラ（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ヶ瀬 613-14
46	啓心荘ひまわり（医療法人社団啓心会）	野田市柳沢 210
	(削除)	(削除)
(略)		
72	コビープリスクールあたご <u>保育園</u> （株コビーソシオ）	野田市宮崎 101-1
73	<u>アートチャイルドケア野田東部みどり保育園</u>	野田市鶴奉 228
(略)		
	(削除)	(削除)

次ページに続く

現行

資料編
3 情報連絡
資料3-5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

ページ
資-40~43

○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
(略)		
39	<u>ケア</u> ホームほっと（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 310
40	<u>ケア</u> ホームぱーる（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 304
41	かりんず（合資会社三姫）	野田市清水 434-42
42	<u>ケアホーム</u> 希の芽（社会福祉法人野田目吹会）	野田市 <u>山崎 2661-5</u>
43	グループホームかえで（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ヶ瀬 4011-5
44	ケアホームしいのき（社会福祉法人いちいの会）	野田市中里 252-14
45	<u>ケアホーム</u> けやき（社会福祉法人いちいの会）	<u>野田市谷津 1152-3</u>
46	ケアホームポブラ（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ヶ瀬 613-14
47	啓心荘ひまわり（医療法人社団啓心会）	野田市柳沢 210
48	<u>啓心荘</u> なでしこ（医療法人社団啓心会）	
(略)		
74	コビープリスクールあたご <u>保育所</u> （株コビーソシオ）	野田市宮崎 101-1
75	<u>野田市立東部保育所</u>	野田市鶴奉 228
(略)		
83	<u>コビープリスクールのだ</u> 保育園（株コビーアンドアソシエイツ）	野田市中野台 564-2

次ページに続く

修 正 案

修正理由

最新の設置場所一覧に修正

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
(略)		
89	グループホームゆりの木(社会福祉法人いちいの会)	野田市木間ヶ瀬 3162-1
(略)		
93	やまざき杜の保育園	野田市山崎 1134-1
(略)		
96	特別養護老人ホーム ふれあいの里（社会福祉法人法師会）	野田市野田 1307-1
(略)		

現 行

資料編

3 情報連絡

資料3-5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

ページ

資-40~43

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
(略)		
92	グループホームゆりの木(社会福祉法人いちいの会)	野田市木間ヶ瀬 3162
(略)		
96	すくすく保育園分園	
(略)		
99	特別養護老人ホーム ふれあいの里（社会福祉法人法師会）	野田市野田 754-1
(略)		

修 正 案

修正理由		
最新の番号情報に修正		
○野田市防災用MCA無線局番号簿		
令和6年1月1日現在		
設置場所又は使用場所	呼出番号	
(略)		
指定緊急避難場所	野田市職業訓練センター (さわやかワークのだ)	394
指定緊急避難場所	木野崎農業構造改善センター	395
(略)		
医療機関	江戸川病院	452
(略)		
携帯局	災害対策本部活動用 (24台)	601~615 621~628 631
(略)		
携帯局	消防署 南分署 (緊急車両)	783
携帯局	消防署 北分署 (緊急車両)	784
(略)		

現 行

資料編 3 情報連絡 資料3-8 野田市防災用MCA無線局番号簿	ページ 資-48	
○野田市防災用MCA無線局番号簿		
設置場所又は使用場所	呼出番号	
(略)		
携帯局	災害対策本部活動用 (26台)	601~615 621~631
(略)		
携帯局	消防署 北分署 (緊急車両)	783
携帯局	消防署 南分署 (緊急車両)	784
(略)		

修 正 案		
修正理由		
最新の番号情報に修正		
○防災関係機関の電話 令和6年1月1日現在		
機 関 名	一般電話番号	千葉県防災 行政無線電話
(略)		
千葉県防災対策課	政策室 043(223)2163 危機管理室 043(223)2168	政策室 500-7614 危機管理室 500-7405
千葉県東葛飾地域振興事務所 地域防災課	047(361)2111	502-721 501-723
千葉県野田保健所（野田健康福祉センター）	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所 維持課	047(364)5136	514-721 514-723
千葉県野田警察署	04(7125)0110	514-721
農林水産省関東農政局千葉県拠点	043(224)5611	656-721 656-723
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480(52)3956	
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	043(285)0343	652-721
気象庁銚子地方气象台	0479(22)0074	178-721 178-723 178-725
陸上自衛隊需品学校 企画室（当直室）	047(387)2171 内 471	636-721 636-723
(略)		

現 行		ページ
資料編 3 情報連絡 資料3-9 防災関係機関の電話		資-49
○防災関係機関の電話		
機 関 名	一般電話番号	千葉県防災 行政無線電話
(略)		
千葉県危機管理課	043(223)2175	500-7221
千葉県東葛飾地域振興事務所	047(361)2175	502-721
千葉県野田保健所（野田健康福祉センター）	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所	047(364)5136	
千葉県野田警察署	04(7125)0110	514-721
農林水産省関東農政局千葉県拠点	043(224)5611	
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480(52)3956	
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	043-287-0311	652-721
気象庁銚子地方气象台	0479(22)0074	178-721
陸上自衛隊需品学校	047(387)2171	
(略)		

修 正 案
修正理由 避難情報変更に伴う例文の修正
<p>〔例文 5〕 避難関係情報</p> <p>◎ 高齢者等避難 こちらは防災野田です。○時○分、□□地区に、高齢者等避難が出されました。避難に時間のかかる方は、速やかに近くの避難所へ避難を始めてください。その他の方は、避難の準備をしてください。 ※「□□」は地区名又は大字名等</p> <p>◎ 避難指示 こちらは防災野田です。○時○分、○○地区に、避難指示が出されました。住民の方は、直ちに近くの避難所に避難してください。身軽な服装で、非常持出品を準備し、落ち着いて避難してください。 ※「○○」は地区名又は大字名等</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>◎ 解除 こちらは防災野田です。○時○分、○○地区の避難情報(高齢者等避難、避難指示)は解除されました。 ※「○○」は地区名又は大字名等</p>

現 行	
資料編 3 情報連絡 資料 3-10 災害広報の例文 例文 5 避難関係情報	ページ 資-51
<p>〔例文 5〕 避難関係情報</p> <p>◎ 避難準備情報・高齢者避難開始 こちらは防災野田です。○時○分、□□地区に、避難準備・高齢者等避難開始が出されました。避難に時間のかかる方は、速やかに近くの避難所へ避難を始めてください。その他の方は、避難の準備をしてください。 ※「□□」は地区名又は大字名等</p> <p>◎ 避難勧告 こちらは防災野田です。○時○分、○○地区に、避難勧告が出されました。住民の方は、直ちに近くの避難所に避難してください。身軽な服装で、非常持出品を準備し、落ち着いて避難してください。 ※「○○」は地区名又は大字名等</p> <p>◎ 避難指示(緊急) こちらは防災野田です。○時○分、○○地区に避難指示(緊急)が出されました。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。 ※「○○」は地区名又は大字名等</p> <p>◎ 解除 こちらは防災野田です。○時○分、○○地区の避難(準備・高齢者等避難開始、勧告、指示(緊急))は解除されました。 ※「○○」は地区名又は大字名等</p>	

修 正 案
修正理由 東海地震関連を南海トラフ関連の情報に修正
<p>〔例文 1 1〕 南海トラフ地震 関連に関する情報</p> <p>◎ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時 こちらは防災野田です。○時○分に南海トラフ地震の臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。今後、南海トラフ地震の臨時情報（巨大地震警戒）が発表されますと、一部の鉄道、バスなどの公共交通機関の運行が休止されます。テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。</p> <p>◎ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 発表時 こちらは防災野田です。○時○分に南海トラフ地震の臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。この臨時情報（巨大地震警戒）は、2・3日（又は数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生する恐れがあるときに発表されます。帰宅できる方は、気をつけてお帰りください。 一部の鉄道、バスなどの公共交通機関は停止しておりますので、帰宅できない方は、近くの避難所へ移動してください。 テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。</p> <p>◎ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） の解除 こちらは防災野田です。ただいまから、南海トラフ地震に係る臨時情報（巨大地震警戒）の解除についてお知らせいたします。○月○日 ○時○分内閣総理大臣から発表されました南海トラフ地震に係る臨時情報（巨大地震警戒）は、○月○日 ○時○分解除されました。予想されました地震発生の恐れはなくなりました。</p>

現 行	
資料編 3 情報連絡 資料 3-10 災害広報の例文 例文 11 東海地震関連に関する情報	ページ 資-54
<p>〔例文 1 1〕 東海地震 関連に関する情報</p> <p>◎ 注意情報 発表時 こちらは防災野田です。○時○分に東海地震の注意情報が発表されました。今後、東海地震の警戒宣言が発令されますと、一部の鉄道、バスなどの公共交通機関の運行が休止されます。テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。</p> <p>◎ 警戒宣言発令 こちらは防災野田です。○時○分に東海地震の警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は、2・3日（又は数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生する恐れがあるときに発令されます。帰宅できる方は、気をつけてお帰りください。 一部の鉄道、バスなどの公共交通機関は停止しておりますので、帰宅できない方は、近くの避難所へ移動してください。 テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。</p> <p>◎ 警戒宣言 の解除 こちらは防災野田です。ただいまから、東海地震に係る警戒宣言の解除についてお知らせいたします。○月○日 ○時○分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、○月○日 ○時○分解除されました。予想されました地震発生の恐れはなくなりました。</p>	

修正案

修正理由

最新の情報に修正

○備蓄倉庫・備蓄品一覧

令和6年3月29日現在

区分	単位	合計	市役所	樺のホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関宿中央 公民館	二川 公民館	みずき 備蓄倉庫	三ツ堀 備蓄倉庫	瀬戸 備蓄倉庫	小学校 中学校等
サバイバルフーズ クラッカー	缶	8,140	249	102	221	264	258	150	138	296	150	150		150		6,012
保存水 (500ml)	箱 (24本/ 1箱)	3,901	92	460	21	639	280	25	25	344	25	25	280	25	660	1,000
保存水 (2000ml)	箱 (6本/ 1箱)	1,023	184		700		19			120						
毛布	枚	16,858	428	150	789	300	700	300	300	1,000	300	300		300		12,000
敷きマット (丸タタタ)	枚	465	15													450
敷きマット (エータイプ)	枚	3,000	50		50	50	100	50	50	50	50	50	250	50		2,200
敷きマット (7&7シート)	枚	8,070	40	40	120	120	400	40	80	440	80	40	240			6,430
レスキューシート	枚	5,029	129		100	100	100	100	100	100	100	200	100			3,800
簡易トイレ	個	536	18		5	5	5	5	5	37	5	5	29	11		406
トイレ袋セット	枚	30,292	600		300	300	300	300	300		300	300	2,292	600		24,700
紙おむつ (新生児用)	枚	1,424					760			304			360			360
紙おむつ (小児用：S)	枚	1,560					880			252			328			
紙おむつ (小児用：M)	枚	2,072					728			576			768			
紙おむつ (小児用：L)	枚	2,596					616			924			1,056			
紙おむつ (小児用：BIG)	枚	1,520					808			456			456			
紙おむつ (成人用パンツ タイプ：M)	枚	612					204			204			204			
紙おむつ (成人用パンツ タイプ：L)	枚	720					270			180			270			
尿取りパッド (成人用)	枚	3,820					1,260			1,280			1,280			
生理用品 (昼用)	枚	9,744					2,880			2,112			4,752			
生理用品 (夜用)	枚	2,268					2,268									
ほ乳ビン	本	313								313						
粉ミルク (新生児用)	本	5,000								5,000						
粉ミルク (乳児用)	本	3,000								3,000						

区分	単位	合計	市役所	樺の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関宿中央 公民館	二川 公民館	みずき 備蓄倉庫	三ツ堀 備蓄倉庫	瀬戸 備蓄倉庫	小学校 中学校等
液体ミルク	本	3,960	3,960													
三角巾大	枚	390				90				300						
発電機	台	92	13		2	11	1	1	2	7	1	1	6	1		46
ワンタッチ パーティション	張	282	11		6	6	3	3	3	6	3	3		6		232
段ボール パーティション	セット	2,066	10		5			5	20	5			100	260		1,661
プライベートテント	張	98	4		2	2	1	1	1	1	1	1		2		82
間仕切りテント	張	70														70
不織布マスク	枚	117,600	50		50	50	50	50	50	50	50	50		50		119,500
手指消毒液 アルコール液 (5リットル)	本	183	6		3	3	3	3	3	3	3	3		3		150

現行

資料編

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等
資料4-2 備蓄倉庫・備蓄品一覧

ページ

資-66、67

○備蓄倉庫・備蓄品一覧

令和4年4月1日現在

区分	単位	合計	市役所	樺の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関宿中央 公民館	二川 公民館	みずき 備蓄倉庫	三ツ堀 備蓄倉庫	瀬戸 備蓄倉庫	小学校 中学校等
サバイバルフーズ クラッカー	缶	8,159	237	102	240	222	312	150	150	296	150	150		150		6,000
保存水 (500ml)	箱 (24本/ 1箱)	2,905	77	260	25	639	155	25	25	344	25	25	280	25		1,000
保存水 (2000ml)	箱 (6本/ 1箱)	2,125	221		700		279.5			120						805
毛布	枚	16,858	358	150	850	300	700	300	300	1,000	300	300		300		12,000
敷きマット (丸タタタ)	枚	465	15													450
敷きマット (エータイプ)	枚	3,000	50		50	50	100	50	50	50	50	50	250	50		2,200
敷きマット (7&7シート)	枚	8,006	40	40	120	120	400	40	80	440	80	40	240			6,360
レスキューシート	枚	5,029	129		100	100	100	100	100	100	100	200	100			3,800
簡易トイレ	個	536	18		5	5	5	5	5	37	5	5	29	11		406
トイレ袋セット	枚	30,292	600		300	300	300	300	300		300	300	2,292	600		24,700
紙おむつ (新生児用)	枚	1,710					810			540			360			360
紙おむつ (小児用：S)	枚	1,344					1,008			336						
紙おむつ (小児用：M)	枚	2,546					768			1,010			768			
紙おむつ (小児用：L)	枚	4,172					1,256			1,404			1,512			
紙おむつ (成人用パンツ タイプ：M)	枚	612					204			204			204			
紙おむつ (成人用パンツ タイプ：L)	枚	810					270			270			270			
尿取りパッド (成人用)	枚	3,150					1,260			1,260			690			
生理用品 (昼用)	枚	8,506					2,376			1,378			4,752			
生理用品 (夜用)	枚	2,592					2,592									
ほ乳ビン	本	313								33			40			240
粉ミルク (新生児用)	本	5,620	5,620													
粉ミルク (乳児用)	本	3,120	3,120													

区分	単位	合計	市役所	樺の ホール	南 コミセン	北 コミセン	川間 公民館	東部 公民館	福田 公民館	いちいの ホール	関宿中央 公民館	二川 公民館	みずき 備蓄倉庫	三ツ堀 備蓄倉庫	瀬戸 備蓄倉庫	小学校 中学校等
液体ミルク	本	3,432	3,432													
三角巾大	枚	390				90				300						
発電機	台	74	13		2	11	1	1	2	1	1	1		1		40
ワンタッチ パーティション	張	285	11		6	6	3	3	3	6	3	3		6		235
段ボール パーティション	セット	2,100	10		5			5	20	5			100	260		1,695
プライベートテント	張	99	4		2	2	1	1	1	1	1	1		2		83
不織布マスク	枚	177,800	25,000		50	50	50	50	50	50	50	50	10,000	50		142,350
手指消毒液 アルコール液 (5リットル)	本	167	7		3	3	3	3	3	2	3	3		3		133

修正案

修正理由

離着陸場の施設管理者を現在の状況に修正

○ヘリコプター臨時離着陸場

離着陸場名称	所在地	座 標※	施設管 理者	広さ (m)	区 分
野田市総合公園 自由大広場	野田市清水字川 通地先	N 35° 57' 44" E 139° 50' 52"	市長	120 × 80	中
野田市役所 本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57' 18" E 139° 52' 29"	市長	15 × 1 5	※
野田市文化セン ター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57' 23" E 139° 52' 22"	市長	34 × 70	小
川間駅南中央公 園	野田市岩名 2 丁 目 39	N 35° 58' 24" E 139° 50' 12"	市長	100 × 120	大
野田市立 関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01' 28" E 139° 49' 24"	市長	80 × 50	中

現 行

資料編

4 指定緊急避難場所・防災関連施設等
資料 4-6 ヘリコプター臨時離着陸場

ページ

資-71

○ヘリコプター臨時離着陸場

離着陸場名称	所在地	座 標※	施設管 理者	広さ (m)	区 分
野田市総合公園 自由大広場	野田市清水字川 通地先	N 35° 57' 44" E 139° 50' 52"	教育長	120 × 80	中
野田市役所 本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57' 18" E 139° 52' 29"	市長	15 × 1 5	※
野田市文化セン ター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57' 23" E 139° 52' 22"	教育長	34 × 70	小
川間駅南中央公 園	野田市岩名 2 丁 目 39	N 35° 58' 24" E 139° 50' 12"	市長	100 × 120	大
野田市立 関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01' 28" E 139° 49' 24"	教育長	80 × 50	中

修正案

修正理由
最新の情報に修正

○災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(令和5年3月31日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を <u>供与する。</u>	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 <加算額> 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、 <u>当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</u>	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 <u>避難に当たっての輸送費は別途計上</u> 3 <u>避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整する。)</u>

次ページに続く

現行

資料編
5 災害救助法・協定等
資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-75~82

○災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(令和4年4月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を <u>収容する。</u>	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 <加算額> 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、 <u>下記対象経費の通常の実費を加算</u> 1 <u>おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費</u> 2 <u>高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用</u> 3 <u>日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。</u>	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 <u>避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者を対象に旅館やホテルを借り上げて、避難所にすることも可能</u>

次ページに続く

修正案

修正理由				
最新の情報に修正				
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

次ページに続く

現行

資料編				ページ
5 災害救助法・協定等				資-75~82
資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間				
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

次ページに続く

修正案

修正理由
最新の情報に修正

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

次ページに続く

現行

資料編
5 災害救助法・協定等
資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間
ページ
資-75~82

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者	○建設型応急住宅 1 限度額 1戸当たり 平均5,714,000円以内 2 住宅の規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 3 集会施設の設置 おおむね50戸に1施設設置可	災害発生の日から20日以内に着工	1 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議) 2 プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する。 3 50戸未満でも小規模な集会施設の設置可 4 「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

		<p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型応急住宅に準じる。</p> <p>2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。</p>	<p>災害発生の日から速やかに提供救助期間は完成の日から最長2年(建設型応急住宅と同様</p>	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。</p>
--	--	---	---	---

次ページに続く

現行

資料編

5 災害救助法・協定等

資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ

資-75~82

		<p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 限度額 地域の実情に応じた額(実費)</p> <p>2 住宅の規模 世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模</p>	<p>災害発生の日から速やかに提供救助期間は完成の日から最長2年(建設型応急住宅と同様</p>	<p>1 半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)</p> <p>2 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの</p> <p>3 「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能</p>
--	--	---	---	---

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

次ページに続く

現行

資料編

5 災害救助法・協定等

資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ

資-75~82

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

次ページに続く

修正案

修正理由
最新の情報に修正

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊全焼	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊半焼	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
		床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		床上浸水	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

次ページに続く

現 行

資料編
5 災害救助法・協定等
資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間
ページ
資-75~82

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊全焼	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊半焼	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
		床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		床上浸水	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

次ページに続く

修正案				
修正理由 最新の情報に修正				
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	(略)			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	(略)			

次ページに続く

現 行				
資料編 5 災害救助法・協定等 資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間				ページ 資-75~82
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	(略)			
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	(略)			

次ページに続く

修正案

修正理由
最新の情報に修正

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、 半焼 若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り 半壊以外 655,000 円以内 準半壊 318,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	

次ページに続く

現 行

資料編
5 災害救助法・協定等
資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間
ページ
資-75~82

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊 (焼) 若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半焼若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給与	住家の全壊 (焼)、 <u>流失</u> 、 <u>半壊</u> (焼)又は床上浸水により 学用品を喪失 又は <u>毀損等により使用する ことができ ず、就学上支 障のある小学 校児童、中学 校生徒及び義 務教育学校生 徒及び高等学 校等生徒</u>	1 教科書及び教科 書以外の 教材で教 育委員会に届出又 はその承認を受け て使用している教 材、又は正規の授 業で使用している 教材実費 2 文房具及び通学 用品は、1人当た り次の金額以内 小学校児童 <u>4,700</u> 円 中学校生徒 <u>5,000</u> 円 高等学校等生徒 <u>5,500</u> 円	災害発生 の日から (教科書) 1 か月 以内 (文房具及 び通学用 品) 15 日 以内	1 備蓄物資は評価 額 2 入進学時の場合 は個々の実情に応 じて支給する。

次ページに続く

現 行

資料編

5 災害救助法・協定等

資料 5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ

資-75~82

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の 給与	住家の全壊 (焼) <u>流失</u> 半 壊(焼)又は 床上浸水によ り学用品を喪 失又は <u>毀損 し、就学上支 障のある小学 校児童、中学 校生徒及び高 等学校等生徒</u>	1 教科書及び教科 書以外の 教材で教 育委員会に届出又 はその承認を受け て使用している教 材、又は正規の授 業で使用している 教材実費 2 文房具及び通学 用品は、1人当た り次の金額以内 小学校児童 <u>4,500</u> 円 中学校生徒 <u>4,800</u> 円 高等学校等生徒 <u>5,200</u> 円	災害発生 の日から (教科書) 1 か月 以内 (文房具及 び通学用 品) 15 日 以内	1 備蓄物資は評価 額 2 入進学時の場合 は個々の実情に応 じて支給する。

次ページに続く

修正案

修正理由				
最新の情報に修正				
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

次ページに続く

現行

資料編				ページ
5 災害救助法・協定等				資-75~82
資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間				
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

次ページに続く

修正案

修正理由
最新の情報に修正

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	(略)			
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	(略)			
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

次ページに続く

現 行

資料編
5 災害救助法・協定等
資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ
資-75~82

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	(略)			
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	(略)			
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の支援に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700 円以内 内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300 円以内 内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100 円以内 救急救命士 13,300 円以内 土木技術者、建築技術者 13,900 円以内 大工 24,800 円以内 左官 26,900 円以内 とび職 27,300 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

次ページに続く

現行

資料編

5 災害救助法・協定等

資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ

資-75~82

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200 円以内 内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100 円以内 内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800 円以内 救急救命士 13,700 円以内 土木技術者、建築技術者 14,200 円以内 大工 24,500 円以内 左官 26,100 円以内 とび職 26,400 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

	範囲	費用の限度額	期間	備考
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合算額に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

次ページに続く

現行

資料編

5 災害救助法・協定等

資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ

資-75~82

	範囲	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 3千万円以下の部分の金額については100分の10 |
| 2 | 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 |
| 3 | 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 |
| 4 | 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 |
| 5 | 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 |
| 6 | 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 |
| 7 | 5億円を超える部分の金額については100分の4 |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、**内閣総理大臣**に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

現行

資料編

5 災害救助法・協定等
資料5-2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

ページ

資-75~82

- | | |
|---|--------------------------------|
| イ | 3千万円以下の部分の金額については100分の10 |
| ロ | 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 |
| ハ | 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 |
| ニ | 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 |
| ホ | 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 |
| ヘ | 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 |
| ト | 5億円を超える部分の金額については100分の4 |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣省に協議し、その同意を得た上で、**救助**の程度、方法及び期間を定めることができる。

修 正 案

修正理由

時点日を更新

○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

令和6年2月1日現在

市町村名	市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	締結 年月日	協 定 内 容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

現 行

資料編

5 災害救助法・協定等

資料5-7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

ページ

資-97

○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

平成30年3月1日現在

市町村名	市町村間の 相互応援協定名	協定締結先	締結 年月日	協 定 内 容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修正案

修正理由

最新の情報に修正（令和4年度以降に追加された協定情報等を更新）

○災害時応援協定一覧（民間事業者）

令和6年2月1日現在

	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	H7. 4. 26	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
	(削除)	(削除)	(削除)	
	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合 パルシステム 千葉	H17. 4. 26	
	(略)			
	災害時におけるレンタル資材の提供に関する協定	㈱光明製作所	H30. 4. 1	災害時におけるレンタル資材の優先的な提供（水道事業）
	(略)			
	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定書	株式会社デベロップ	R2. 11. 30	災害時における避難施設としての移動式宿泊施設の供給
	(略)			
	災害時における資機材の提供に関する協定	渡辺パイプ㈱ 野田サービスセンター	R4. 1. 14	災害時における資機材の優先的な提供
	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社ナガロ	R5. 5. 9	災害時等におけるレンタル機材の提供
災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	セイジツサービス株式会社	R5. 5. 16	災害時等におけるレンタル資機材（イベント用品や衛生・清掃用具）及び避難所等の清掃サービスの提供	
災害時等におけるレンタル資機材等の提供に関する協定	有限会社 古谷安五郎商店	R5. 5. 16	災害時等におけるレンタル資機材（介護用品や衛生・清掃用具）及び避難所等の清掃サービスの提供	

次ページに続く

現行

資料編

5 災害救助法・協定等

資料5-8 災害時応援協定一覧（民間事業者）

ページ

資-101~104

○災害時応援協定一覧（民間事業者）

令和4年3月1日現在

	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	H7. 4. 26	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ライフコーポレーション	H7. 4. 26	
	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合 パルシステム 千葉	H17. 4. 26	
	(略)			
	(新規)			
	(略)			
	(新規)			
	(略)			
	(新規)			
	(略)			
(新規)				

次ページに続く

修正案

修正理由

令和4年度以降に追加された協定情報を更新

	施設利用協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
施設利用協定	(略)			
	災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	東葛飾教育事務所	R4.6.10	災害発生時等の施設利用

現行

資料編

5 災害救助法・協定等

資料5-8 災害時応援協定一覧(民間事業者)

ページ

資-101~104

	施設利用協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
施設利用	(略)			
	(新規)			

修正案

修正理由

最新の情報に修正

○ 警報・注意報発表基準一覧

令和5年6月8日現在

発表官署 銚子地方気象台

野田市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20
		土砂災害	土壌雨量指数基準	128
	洪水	流域雨量指数基準		江川流域=9.3
		複合基準※1		—
指定河川洪水予報による基準		利根川中流部 [芽吹橋]、江戸川 [西関宿・野田]		
(略)				

次ページに続く

現行

資料編

6 風水害・土砂災害

資料6-1 警報・注意報発表基準一覧

ページ

資-105

○ 警報・注意報発表基準一覧

令和4年4月1日現在

発表官署 銚子地方気象台

野田市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20
		土砂災害	土壌雨量指数基準	143
	洪水	流域雨量指数基準		江川流域=9.3
		複合基準		—
指定河川洪水予報による基準		利根川中流部 [芽吹橋]、江戸川 [西関宿・野田]		
(略)				

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数 基準	8
		土砂災害	土壌雨量指数 基準	103
	洪水	流域雨量指数 基準		江川流域=7.4
		複合基準※1		江戸川流域=(9, 6.4), 利根川流域=(5, 82.5)
		指定河川洪水 予報による基準		利根川中流部 [芽吹橋]、江 戸川 [西関宿・野田]
	(略)			
	記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

現行

資料編

6 風水害・土砂災害

資料6-1 警報・注意報発表基準一覧

ページ

資-105

注意報	大雨	浸水害	表面雨量指数 基準	8
		土砂災害	土壌雨量指数 基準	118
	洪水	流域雨量指数 基準		江川流域=7.4
		複合基準		江戸川流域=(9, 6.4), 利根川流域=(5, 82.5)
		指定河川洪水 予報による基準		利根川中流部 [芽吹橋]、江 戸川 [西関宿・野田]
	(略)			
	記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

修正案

修正理由		
最新の情報に修正		
○高齢者施設		
No.	施設名	所在地
1	葵の園・野田	中里1389
2	アロハナーシングケアハウス	木間ヶ瀬2764-63
3	イリーゼ野田	清水740-1
4	音女通りデイサービス	中野台177-7
5	介護老人保健施設野田ライフケアセンター	野田840
6	グループホームソラスト川間	中里1564-2
7	グループホームバンヤンツリー関宿	木間ヶ瀬4877-1
8	ケアパートナー野田	山崎1275-1
(削除)	(削除)	(削除)
9	敬愛	岩名409-7
10	ご隠居長屋 和楽久 川間	五木新町16-15
11	ココファン尾崎台	尾崎台14
12	ご長寿くらぶ野田清水公園北館 ご長寿くらぶ野田清水公園北館デイサービスセンター	桜の里1-1-16
13	ご長寿くらぶ野田清水公園南館 ご長寿くらぶ野田清水公園南館デイサービスセンター	桜の里1-1-17
14	コミュニケア24 癒しのデイサービス野田	山崎1313-1
15	ショートステイ鶴寿園 (従来型) 特別養護老人ホーム鶴寿園 (従来型)	鶴奉270-5
16	ショートステイ鶴寿園 (ユニット型) 特別養護老人ホーム鶴寿園 (ユニット型)	鶴奉280
17	ショートステイ松葉園 デイサービスセンター松葉園 特別養護老人ホーム松葉園	中里43-3

次ページに続く

現行

資料編		ページ
5 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧		資-107~112
○高齢者施設		
No.	施設名	所在地
1	葵の園・野田介護保健施設葵の園・野田	中里1389
2	アロハナーシングケアハウス	木間ヶ瀬2764-63
3	イリーゼ野田	清水740-1
4	音女通りデイサービス	中野台177-7
5	介護老人保健施設野田ライフケアセンター	野田840
6	グループホームソラスト川間	中里1564-2
7	グループホームバンヤンツリー関宿	木間ヶ瀬4877-1
8	ケアパートナー野田	山崎1275-1
9	ケアハウスウェルフェアデイサービスセンターウェル フェア	木間ヶ瀬6129
10	敬愛	岩名409-7
11	ご隠居長屋 和楽久 川間	五木新町16-15
12	ココファン尾崎台	尾崎台14
13	ご長寿くらぶ野田清水公園北館 ご長寿くらぶ野田清水公園北館デイサービスセンター	桜の里1-1-16
14	ご長寿くらぶ野田清水公園南館 ご長寿くらぶ野田清水公園南館デイサービスセンター	桜の里1-1-17
15	コミュニケア24 癒しのデイサービス野田	山崎1313-1
16	ショートステイ鶴寿園 (ユニット型) 特別養護老人ホーム鶴寿園 (ユニット型)	鶴奉280
17	ショートステイ松葉園 デイサービスセンター松葉園 特別養護老人ホーム松葉園	中里43-3

次ページに続く

修正案

修正理由		
最新の情報に修正		
18	シルバーコート花りん	光葉町3-26-13
(削除)	(削除)	(削除)
19	短期入所生活介護施設関宿ナーシングビレッジ デイサービスセンター関宿ナーシングビレッジ 特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ	桐ヶ作666
20	だんらんの家愛宕	柳沢1-34
21	だんらんの家川間	五木新町1-5
22	だんらんの家桜木	桜木22-2
23	ツクイ川間	尾崎台8-2
24	ツクイ木間ヶ瀬	木間ヶ瀬612-1
25	デイサービスセンター ウェルフェア	木間ヶ瀬6129
26	デイサービスかたらい	清水15
27	デイサービスセンター鶴寿園	鶴奉280
28	デイサービスなごみ	清水171-7
29	デイサービスフォルテシモ	五木新町16-15
30	特別養護老人ホーム野田市楽寿園 (削除)	鶴奉264
31	デイサービスセンター福寿園 特別養護老人ホーム福寿園	金杉2325-1
33	特別養護老人ホーム船形サルビア荘	船形297-2
34	短期入所生活介護ふれあいの里(ユニット型) デイサービスセンターふれあいの里 特別養護老人ホームふれあいの里	野田754-1

次ページに続く

現行

資料編		ページ
5 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧		資-107~112
18	ショートステイ松葉園 デイサービスセンター松葉園 特別養護老人ホーム松葉園	中里43-3
19	シルバーコート花りん	光葉町3-26-13
20	関宿福祉センターやすらぎの郷	古布内1944-2
21	短期入所生活介護施設関宿ナーシングビレッジ デイサービスセンター関宿ナーシングビレッジ 特別養護老人ホーム関宿ナーシングビレッジ	桐ヶ作666
22	だんらんの家愛宕	柳沢1-34
23	だんらんの家川間	五木新町1-5
24	だんらんの家桜木	桜木22-2
25	ツクイ川間	尾崎台8-2
26	ツクイ木間ヶ瀬	木間ヶ瀬612-1
27	デイサービスかたらい	清水15
28	デイサービスセンター鶴寿園	鶴奉280
29	デイサービスなごみ	清水171-7
30	デイサービスフォルテシモ	五木新町16-15
31	特別養護老人ホーム野田市楽寿園 養護老人ホーム野田市楽寿園	鶴奉264
32	デイサービスセンター福寿園 特別養護老人ホーム福寿園	金杉2325-1
33	特別養護老人ホーム船形サルビア荘	船形297-2
34	短期入所生活介護ふれあいの里(ユニット型) デイサービスセンターふれあいの里 特別養護老人ホームふれあいの里	野田754-1

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

35	なごみ中野台	中野台300
36	野田市岩木小学校老人デイサービスセンター	岩名2-12-1
37	野田病院通所リハビリテーション	中里1554-1
38	はあとデイサービス清水	清水269
39	はあとデイサービス日の出町	日の出町9-4
40	陽だまり	尾崎1109-3
41	福聚苑老人保健施設	中戸20
42	星の子瀬戸校まなびや	瀬戸189-29
43	森田さんちの青楽(そら)	吉春6-3
44	縁「ゆかり」野田センター	木間ヶ瀬2148-3
45	縁「ゆかり」野田介護予防センター	木間ヶ瀬2079-4

次ページに続く

現行

資料編

5 風水害・土砂災害

資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における
要配慮者利用施設一覧

ページ

資-107~112

35	なごみ中野台	中野台300
36	野田市岩木小学校老人デイサービスセンター	岩名2-12-1
37	野田病院通所リハビリテーション	中里1554-1
38	はあとデイサービス清水	清水269
39	はあとデイサービス日の出町	日の出町9-4
40	陽だまり	尾崎1109-3
41	福聚苑老人保健施設	中戸20
42	星の子瀬戸校まなびや	瀬戸189-29
43	森田さんちの青楽(そら)	吉春6-3
44	縁「ゆかり」野田センター	木間ヶ瀬2148-3

次ページに続く

修正案

修正理由		
最新の情報に修正		
○障がい者施設		
No.	施設名	所在地
1	あしたば	山崎1088-2
2	アンディとT i a r a	清水382-59
3	飯野ホーム (グループホームほっと)	野田524
4	インクル	野田市野田584-B-2 02
(削除)	(削除)	(削除)
5	おひさま	野田市尾崎807-15
6	ガーデン愛宕	野田市野田787-11 2F
7	紙ふうせん	清水167-10
8	からふるK i d s 野田	七光台428-18 コート ハイツ1階
9	かりんず	清水434-42
10	キッズセンター・さくら野田事業所	関宿台町278
(削除)	(削除)	(削除)
11	君の未来 東宝珠花教室	野田市東宝珠花251-1
12	くすのき苑	木間ヶ瀬3121
13	ぐりーん	木間ヶ瀬5985-15
14	グループホームおひさま	野田市尾崎807-15
15	グループホームかえで	木間ヶ瀬4011-5
16	グループホームかきの木	野田市清水685-10

次ページに続く

現行

資料編	ページ	
5 風水害・土砂災害 資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧	資-107~112	
○障がい者施設		
No.	施設名	所在地
1	あしたば	山崎1088-2
2	アンディとT i a r a	清水382-59
3	飯野ホーム (グループホームほっと)	野田524
4	ウィズパートナー	東宝珠花247-2 鶴岡ビル1階
5	紙ふうせん	清水167-10
6	からふるK i d s 野田	七光台428-18 コート ハイツ1階
7	かりんず	清水434-42
8	キッズセンター・さくら関宿台町事業所	関宿台町278
9	キッズセンター・さくら野田事業所	尾崎807-5
10	きらり	木間ヶ瀬1936-1
11	くすのき苑	木間ヶ瀬3121
12	グループホームかえで	木間ヶ瀬4011-5

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

17	グループホームふわふわ野田尾崎	野田市尾崎102-2
(削除)	(削除)	(削除)
18	啓心荘ひまわり	柳沢210
19	COCORO HANARE	野田市柳沢306-7
(削除)	(削除)	(削除)
20	地域活動支援センターさくら	木間ヶ瀬1936-1
21	地域活動支援センターさくら	柳沢210-15
22	ささらホーム1	木間ヶ瀬2460-21
23	ささらホーム2	木間ヶ瀬2711-6
24	ささらホーム3	山崎1468-2
25	ささらホーム4	尾崎15-3
26	サンフラワー	西三ヶ尾481-46
27	しいのき (グループホームかえで)	中里252-14
28	指定多機能型事業所 つばさ	目吹2578-4
29	就労継続支援B型事業所 友遊	野田市木野崎1561-1
30	就労サポート・のだ	三ツ堀356-1
(削除)	(削除)	(削除)
31	SWEET HOME ここここ	野田市中野台100 1階
32	生活介護きょう花	野田市目吹1459-1

次ページに続く

現行

資料編

5 風水害・土砂災害

資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における
要配慮者利用施設一覧

ページ

資-107~112

13	訓練サポートセンターライフ野田	東宝珠花251-41
14	啓心荘ひまわり 啓心荘女子寮 (なでしこ)	柳沢210
15	けやき (グループホームかえで)	谷津1152-3
16	さくら	柳沢210-15
17	ささらホーム1	木間ヶ瀬2460-21
18	ささらホーム2	木間ヶ瀬2711-6
19	ささらホーム3	山崎1468-2
20	ささらホーム4	尾崎15-3
21	サンフラワー	西三ヶ尾481-46
22	しいのき (グループホームかえで)	中里252-14
23	指定多機能型事業所 つばさ	目吹2578-4
24	就労サポート・のだ	三ツ堀356-1
25	しゅがぁ	瀬戸232-19

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

33	生活介護 ハナフイ	野田市尾崎 811-37 フジビル2階、3階
34	生活介護事業所 Ciel	木間ヶ瀬 713-6
(削除)	(削除)	(削除)
35	ソーシャルインクルーホーム野田尾崎	野田市尾崎 708-1
36	Soluna&Sourire	野田市木間ヶ瀬 713-6
37	地域活動支援センターそらいろ	大殿井 150-203
(削除)	(削除)	(削除)
38	地域活動支援センターのぞみ	尾崎 837-15
39	野田市心身障がい者福祉作業所	鶴奉 268
40	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	西高野 334-1
41	野田市立あおい空	鶴奉 90
42	のだ福祉支援センターありがとうの花	東宝珠花 222
(削除)	(削除)	(削除)
43	野田芽吹学園	下三ヶ尾 875-1
44	羽の郷野田	瀬戸 232-19
45	ハルちゃんhappy smile	西三ヶ尾 481-46
46	ぱーる (グループホームほっと)	船形 304
47	ひと粒の種 就労支援事業所	船形 288-2
48	ひばり	船形 310

次ページに続く

現行

資料編

5 風水害・土砂災害

資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における
要配慮者利用施設一覧

ページ

資-107~112

26	生活介護事業所 Ciel	木間ヶ瀬 713-6
27	総活躍 野田	野田 560-1 東海第3ビル2階
28	そらいろ	大殿井 150-203
29	短期入所ほっと	船形 310
30	のぞみ	尾崎 837-15
31	野田市心身障がい者福祉作業所	鶴奉 268
32	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	西高野 334-1
33	野田市立あおい空	鶴奉 90
34	のだ福祉支援センターありがとうの花	東宝珠花 222
35	のだ福祉支援センターエンジョイライン	東宝珠花 222
36	野田芽吹学園	下三ヶ尾 875-1
37	羽の郷野田	清水 403-6
38	ハルちゃんhappy smile	西三ヶ尾 481-46
39	ぱーる (グループホームほっと)	船形 304
40	ひばり	船形 310

次ページに続く

修正案

修正理由		
最新の情報に修正		
49	ファーストステップ事業所	清水269 サンクレール101号
50	放課後デイサービスウィズパートナー	東宝珠花247-2 鶴岡ビル1階
51	放課後等デイサービスCherie	木間ヶ瀬4359-10
52	放課後等デイサービスSanta	木間ヶ瀬4359-3
53	株式会社ホップ	清水382-50
54	星のいえ野田 第2星のいえ野田	山崎2794-10
55	ほのか	木間ヶ瀬4839-101
56	ポプラ (グループホームかえで)	木間ヶ瀬613-14
57	芽ぐみ (共同生活援助野田芽吹学園)	中野台170-4
58	ゆりの木 (グループホームかえで)	木間ヶ瀬3162-1
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)
59	リズムホーム上花輪新町	野田市上花輪新町38-5
60	リズムホーム清水公園	野田市清水250-5
61	わおんグループホームのだ	野田市光葉町1-30-4
62	わおん千葉野田	野田市岩名2-30-9
63	ワークショップくすのき	木間ヶ瀬4011-5
(削除)	(削除)	(削除)
64	LS～ルース～	瀬戸189-48

次ページに続く

現行

資料編		ページ
5 風水害・土砂災害		資-107～112
資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧		
41	ファーストステップ事業所	清水269 サンクレール101号
42	放課後デイサービスウィズパートナー	東宝珠花247-2 鶴岡ビル1階
43	放課後等デイサービスCherie	木間ヶ瀬4359-10
44	放課後等デイサービスSanta	木間ヶ瀬4359-3
45	ホップ	清水382-50
46	星のいえ野田 第2星のいえ野田	山崎2794-10
47	ほのか	木間ヶ瀬4839-101
48	ポプラ (グループホームかえで)	木間ヶ瀬613-14
49	芽ぐみ (共同生活援助野田芽吹学園)	中野台170-4
50	ゆりの木 (グループホームかえで)	木間ヶ瀬3162-1
51	ライフ1号棟	木間ヶ瀬5985-15
52	ライフ2号棟	中戸483-10
53	らふすたでい	中野台100
54	れいんぼー	木間ヶ瀬719-1-A101
55	ワークショップくすのき	木間ヶ瀬4011-5
56	cocoro2nd	柳沢306-7
57	LS～ルース～	瀬戸189-48

次ページに続く

修 正 案

修正理由		
最新の情報に修正		
○医療施設		
(略)		
○保育施設		
No.	施設名	所在地
1	アスク川間保育園	尾崎 8 5 3 - 1
2	アスク古布内保育園	古布内 1 5 2 7 - 1 3
3	アスク七光台保育園	谷津 3 6 7
4	岩木学童保育所	岩名 2 - 1 0 - 1 7
5	岩木第二学童保育所	岩名 2 - 1 2 - 1
(削除)	(削除)	(削除)
6	尾崎学童保育所	尾崎 1 4 1 5
7	尾崎第二学童保育所	尾崎 1 4 1 5
8	かぞヤクルト販売(株)春日町センター保育所	春日町 1 0 - 6
9	かぞヤクルト販売(株)関宿中央センター保育所	次木 7 3 - 1
10	川間学童保育所	中里 5 5 6 - 9
11	キッズルーム野田	船形 1 6 4 2 - 1 野田船形 物流センター
12	木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬 3 6 4 0
13	子育てネットワークゆっくっく	岩名 2 - 9 - 1 4
14	コピーブリススクールさくらのさとテラス	桜の里 1 - 1 - 7
15	コピーブリススクールさくらのさと保育園	桜の里 1 - 1 - 5
16	コピーブリススクールせきやど保育園	なみき 2 - 3 - 3

次ページに続く

現 行

資料編 5 風水害・土砂災害 資料 6 - 3 水防法第 1 5 条第 1 項に規定する浸水想定区域内における 要配慮者利用施設一覧	ページ 資-1 0 7 ~ 1 1 2	
○医療施設		
(略)		
○保育施設		
No.	施設名	所在地
1	アスク川間保育園	尾崎 8 5 3 - 1
2	アスク古布内保育園	古布内 1 5 2 7 - 1 3
3	アスク七光台保育園	谷津 3 6 7
4	岩木学童保育所	岩名 2 - 1 0 - 1 7
5	岩木第二学童保育所	岩名 2 - 1 2 - 1
6	岡田病院たんぼぼ保育室	柳沢 2 2 1
7	尾崎学童保育所	尾崎 1 4 1 5
8	尾崎第二学童保育所	尾崎 1 4 1 5
9	かぞヤクルト販売(株)春日町センター保育所	春日町 1 0 - 6
10	かぞヤクルト販売(株)関宿中央センター保育所	次木 7 3 - 1
11	川間学童保育所	中里 5 5 6 - 9
12	キッズルーム野田	船形 1 6 4 2 - 1 野田船形 物流センター
13	木間ヶ瀬学童保育所	木間ヶ瀬 3 6 4 0
14	子育てネットワークゆっくっく	岩名 2 - 9 - 1 4
15	コピーブリススクールさくらのさとテラス	桜の里 1 - 1 - 7
16	コピーブリススクールさくらのさと保育園	桜の里 1 - 1 - 5
17	コピーブリススクールせきやど保育園	なみき 2 - 3 - 3

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

<u>17</u>	児童センター	野田市清水1122-1
18	清水学童保育所	清水773
<u>19</u>	しみず空と杜の保育園	清水公園東2-2-1
<u>20</u>	清水第二学童保育所	清水773
<u>21</u>	関宿学童保育所	関宿台町171
<u>22</u>	関宿子ども館	木間ヶ瀬620
<u>23</u>	関宿中央学童保育所	東宝珠花234-1
<u>24</u>	関宿中央第二学童保育所	東宝珠花234-1
<u>25</u>	谷吉子ども館	谷津1148-3
<u>26</u>	東部学童保育所	鶴奉269-1
<u>27</u>	七光台学童保育所	七光台126-2
<u>28</u>	七光台子ども館	七光台126-2
<u>29</u>	七光台第二学童保育所	七光台20-1
<u>30</u>	南部第三学童保育所	山崎1249-40
<u>31</u>	南部第二学童保育所	山崎1249-25
<u>32</u>	野田学童保育所	野田535-2

次ページに続く

現行

資料編

5 風水害・土砂災害

資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における
要配慮者利用施設一覧

ページ

資-107~112

18	清水学童保育所	清水773
<u>19</u>	清水第二学童保育所	清水773
<u>20</u>	関宿学童保育所	関宿台町171
<u>21</u>	関宿子ども館	木間ヶ瀬620
<u>22</u>	関宿中央学童保育所	東宝珠花234-1
<u>23</u>	関宿中央第二学童保育所	東宝珠花234-1
<u>24</u>	谷吉子ども館	谷津1148-3
<u>25</u>	東部学童保育所	鶴奉269-1
<u>26</u>	七光台学童保育所	七光台126-2
<u>27</u>	七光台子ども館	七光台126-2
<u>28</u>	七光台第二学童保育所	七光台20-1
<u>29</u>	南部第三学童保育所	山崎1249-40
<u>30</u>	南部第二学童保育所	山崎1249-25
<u>31</u>	野田学童保育所	野田535-2

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

33	野田市立尾崎保育所	尾崎 1 7 1 4
34	野田市立木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬 3 1 5 2 - 1
(削除)	(削除)	(削除)
35	野田市立乳児保育所	中野台 1 7
36	野田市立花輪保育所	上花輪新町 1 4
37	野田市立北部保育所	谷津 6 8 2 - 2
38	野田第二学童保育所	野田 6 1 1
39	のだのこども園	蕃昌 3 3 8 - 2
40	野田病院内保育室	中里 1 5 5 4 - 1
41	はじめのいっぽ こども園	木野崎 2 3 9 9 - 4
(削除)	(削除)	(削除)
42	二川学童保育所	桐ヶ作 4 6 4
43	二川つどいの広場	東宝珠花 2 3 7 - 1 いちいのホール内 3 F
44	北部学童保育所	谷津 2 2 - 1
45	みずき学童保育所	みずき 3 - 2 - 3

次ページに続く

現 行

資料編

5 風水害・土砂災害

資料 6 - 3 水防法第 1 5 条第 1 項に規定する浸水想定区域内における
要配慮者利用施設一覧

ページ

資-107~112

32	野田市立尾崎保育所	尾崎 1 7 1 4
33	野田市立木間ヶ瀬保育所	木間ヶ瀬 3 1 5 2 - 1
34	野田市立東部保育所	鶴奉 2 2 8
35	野田市立乳児保育所	中野台 1 7
36	野田市立花輪保育所	上花輪新町 1 4
37	野田市立北部保育所	谷津 6 8 2 - 2
38	野田第二学童保育所	野田 6 1 1
39	のだのこども園	蕃昌 3 3 8 - 2
40	野田病院内保育室	中里 1 5 5 4 - 1
41	はじめのいっぽ こども園	木野崎 1 0 8 8
42	東葛飾病院内たんぼぼ保育園	中戸 1 3
43	二川学童保育所	桐ヶ作 4 6 4
44	二川つどいの広場	東宝珠花 2 3 7 - 1 いちいのホール内 3 F
45	北部学童保育所	谷津 2 2 - 1
46	みずき学童保育所	みずき 3 - 2 - 3

次ページに続く

修正案

修正理由

最新の情報に修正

○学校

No.	施設名	所在地
1	岩木幼稚園	五木341-5
(削除)	(削除)	(削除)
2	私立西武台千葉高等学校・中学校	尾崎2241-2
3	関宿幼稚園	新田戸522
4	千葉県立清水高等学校	清水482
5	千葉県立関宿高等学校	木間ヶ瀬4376
6	千葉県立野田中央高等学校	谷津713
7	千葉県立野田特別支援学校	鶴奉147-1
8	月影幼稚園	中里492-1
9	野田市立岩木小学校	岩名2-12-1
10	野田市立岩名中学校	岩名1700
11	野田市立尾崎小学校	尾崎1415
12	野田市立川間小学校	中里934
13	野田市立川間中学校	中里136-1
14	野田市立木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬3640
15	野田市立木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬3393-1
16	野田市立清水台小学校	清水773

次ページに続く

現行

資料編

5 風水害・土砂災害

資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における
要配慮者利用施設一覧

ページ

資-107~112

○学校

No.	施設名	所在地
1	岩木幼稚園	五木341-5
2	かぜのこようちえん	春日町10-7
3	私立西武台千葉高等学校・中学校	尾崎2241-2
4	関宿幼稚園	新田戸522
5	千葉県立清水高等学校	清水482
6	千葉県立関宿高等学校	木間ヶ瀬4376
7	千葉県立野田中央高等学校	谷津713
8	千葉県立野田特別支援学校	鶴奉147-1
9	月影幼稚園	中里492-1
10	野田市立岩木小学校	岩名2-12-1
11	野田市立岩名中学校	岩名1700
12	野田市立尾崎小学校	尾崎1415
13	野田市立川間小学校	中里934
14	野田市立川間中学校	中里136-1
15	野田市立木間ヶ瀬小学校	木間ヶ瀬3640
16	野田市立木間ヶ瀬中学校	木間ヶ瀬3393-1
17	野田市立清水台小学校	清水773

次ページに続く

修 正 案

修正理由

最新の情報に修正

17	野田市立関宿小学校	関宿台町171
18	野田市立関宿中央小学校	東宝珠花234-1
19	野田市立関宿中学校	関宿台町2150
20	野田市立関宿中部幼稚園	桐ヶ作453-1
(削除)	(削除)	(削除)
21	野田市立第一中学校	野田829-1
22	野田市立中央小学校	野田611
23	野田市立野田幼稚園	野田793-8
24	野田市立二川小学校	桐ヶ作464
25	野田市立二川中学校	桐ヶ作418
26	野田市立二ツ塚小学校	二ツ塚485-2
27	野田市立北部小学校	谷津25-1
28	野田市立みずき小学校	みずき3-2-3
29	野田北部幼稚園	蕃昌336-7
30	宮崎幼稚園	宮崎97

現 行

資料編

5 風水害・土砂災害

資料6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内における
要配慮者利用施設一覧

ページ

資-107~112

18	野田市立関宿小学校	関宿台町171
19	野田市立関宿中央小学校	東宝珠花234-1
20	野田市立関宿中学校	関宿台町2150
21	野田市立関宿中部幼稚園	桐ヶ作453-1
22	野田市立関宿南部幼稚園	木間ヶ瀬3197
23	野田市立第一中学校	野田829-1
24	野田市立中央小学校	野田611
25	野田市立野田幼稚園	野田793-8
26	野田市立二川小学校	桐ヶ作464
27	野田市立二川中学校	桐ヶ作418
28	野田市立二ツ塚小学校	二ツ塚485-2
29	野田市立北部小学校	谷津25-1
30	野田市立みずき小学校	みずき3-2-3
31	野田北部幼稚園	蕃昌336-7
32	宮崎幼稚園	宮崎97